

地球由来でつなぐ

SUSTAINABILITY
REPORT
2024

一つ一つの想いに寄り添う

UEROKU

上六印刷株式会社

Contents

1. 上六印刷株式会社 サステナビリティレポートについて	1	3-7 水セキュリティ	19
1-1 対象組織	1	1) 立地と背景	19
1-2 対象期間	1	2) 水の使用と排出	19
1-3 発行期間	1	3) 水質分析	19
1-4 参考にしたガイドライン	1	3-8 マテリアリティ「環境」への取り組みのまとめ	20
1-5 お問合せ先	1		
2. 上六印刷のサステナビリティ	2	4. 社会・事業継続	21
2-1 サステナビリティ方針	2	4-1 雇用	21
1) サステナビリティの位置付け	2	4-2 労働安全衛生	21
2) 上六印刷株式会社 サステナビリティ方針	2	4-3 リスクアセスメント	23
2-2 マテリアリティ	3	4-4 働きやすい職場	24
1) 課題のリストアップ	3	1) 3S 委員会	24
2) 課題の抽出と分類	4	2) 働き方改革・福利厚生	25
3) 重要度評価、マテリアリティの特定	4	4-5 ダイバーシティ	25
4) マテリアリティと対応する SDGs	5	4-6 研修・教育	26
2-3 サステナビリティ推進体制	5	1) 社員向け	26
2-4 第三者認証および情報開示	6	2) 上六印刷行動基準及び各項の ルールブックトレーニング	26
1) ISO9001 (品質マネジメントシステム)	6	3) ISO	27
2) ISO14001 (環境マネジメントシステム)	6	4-7 地域コミュニティ	28
3) FSC CoC	7	1) 本社工場下水道放流水の水質検査結果	28
4) Sedex	8	2) 本社工場敷地境界の環境測定	29
5) CDP	8	3) 地域とのコミュニケーション	30
6) EcoVadis	8	4-8 マテリアリティ「社会・事業継続」への 取り組みのまとめ	30
3. 環境	9	5. 持続可能な資材調達・サプライヤーの社会問題への アセスメント	31
3-1 環境基本理念・環境方針	9	5-1 サプライヤー評価	31
3-2 環境マネジメントシステム	10	1) 購買・外注管理規定に基づく評価結果	31
1) 適用範囲	10	2) サプライヤー行動基準に基づく評価結果	31
2) 推進体制、組織の役割、責任および権限	10	3) FSC の森林認証方針と中核的労働要求 事項に関する 2024 年度外部委託先の 適合性管理に基づく評価結果	32
3) 環境目標とマネジメントプログラム	10	5-2 サプライヤーとのコミュニケーション	33
4) 達成のための取り組み	10	5-3 マテリアリティ「持続可能な資材調達・ サプライヤーの社会問題へのアセスメント」 への取り組みのまとめ	33
3-3 事業活動における環境影響	11	6. 倫理・コンプライアンス	34
1) CO ₂ 排出量を取り巻く環境	11	6-1 法令遵守・企業の社会的責任の方針	34
2) CO ₂ 排出量の実績	11	6-2 行動基準	34
3) 太陽光発電	13	1) 制定の意図・目的	
4) CO ₂ 排出量の現状まとめ	13	2) 内容	
3-4 GHG (CO ₂) 排出量削減の取り組み	13	6-3 人権尊重規程	34
1) Scope 別削減目標	13	1) 制定の意図・目的	
① Scope 1, 2	13	2) 内容	
② Scope 3	13	6-4 不正・腐敗防止規程	35
2) Scope 3 削減の具体的な取り組み	14	1) 制定の意図・目的	
① カテゴリー 1 (購入した原材料・ サービス)	14	2) 内容	
② カテゴリー 2 (資本財)	14	6-5 セキュリティ管理規程	35
③ カテゴリー 4 (輸送・配送)	14	1) 制定の意図・目的	
④ カテゴリー 5 (事業から出る廃棄物)	14	2) 内容	
⑤ カテゴリー 7 (従業員の通勤)	14	3) セキュリティ対策推進組織・体制図	
3) 削減に向けた推進体制	14	6-6 マテリアリティ『倫理コンプライアンス』への 取り組みまとめ	35
3-5 環境対応開発	15	7. GRI スタンダード対照表	36
1) U ボード	15		
2) 非木材紙	16		
3) 混抄紙	16		
4) 脱プラスチック	16		
5) シルキーモールド	17		
6) 環境配慮型用紙調達の状況	18		
3-6 廃棄物への取り組み	18		

1. 上六印刷株式会社 サステナビリティレポートについて

上六印刷株式会社は、「地球由来」をキーワードに掲げ、「想い」「価値」「未来」「技術」をつなぐため、当社の ESG をはじめとする事業活動の情報をステークホルダーの皆様にお伝えすることを目的としたレポートをまとめました。この「上六印刷株式会社サステナビリティレポート 2024」は、社会のサステナビリティ（持続可能性）への貢献に向けた当社の様々な取り組みを、詳細なデータと共に記載しています。

1-1 対象組織

上六印刷株式会社本社工場を基本とし、関連事業所も本レポートの対象組織としています。

会社商号	上六印刷株式会社
本社所在地	〒630-0101 奈良県生駒市高山町 8916-15
電話番号（代表）	0743-71-3039
代表者	代表取締役社長 三島基司
資本金	5,980 万円
事業内容	化粧品、医薬品、食品のパッケージ製造およびアッセンブリー作業
主な関連事業所	東大阪工場、東京営業所、大阪営業所、鳴門出張所神奈川物流、交野物流

1-2 対象期間

「上六印刷株式会社サステナビリティレポート 2024」の対象期間は、2024 年経営年度（2024 年 2 月 1 日～2025 年 1 月 31 日）です。

1-3 発行期間

発行日	2025 年 7 月 24 日
次回発行予定	2026 年 8 月

1-4 参考にしたガイドライン

本レポートは、GRI「サステナビリティ・レポーティング・スタンダード」を参考にしています。
巻末に GRI 項目と本レポートが関連する項目の一覧を記載しています。

1-5 お問い合わせ先

本レポートに関するお問い合わせ先	上六印刷株式会社 経営企画部
住所	〒630-0101 奈良県生駒市高山町 8916-15
電話番号	0743-71-3039

2. 上六印刷のサステナビリティ

2-1 サステナビリティ方針

1) サステナビリティの位置付け

当社は、2008 年の現社長就任時に、企業理念、ビジョン、社長方針と行動規範を掲げました。
当時はまだ現在ほど環境や倫理といった概念や言葉が世の中で強く取り上げられる前でしたが、企業としての存在意義や将来像として、社長方針や行動規範にはこれらのキーワードは既に記されていました。

企業理念

上六印刷は、「お客様とともに」をモットーに、
感謝する心（謙虚な姿勢）で常に質の高いサービスを提供し続けてまいります。

我々が定義する企業理念とは、
企業として最も大切な考え方や価値観で、企業としての存在意義や向かうべき目標を指しています。

ビジョン

高いお客様満足に繋がる企業活動に徹し、信頼ある上六ブランドの価値を創造し続け、
高級パッケージ印刷業界における真のリーディングカンパニーを目指します。

我々が定義するビジョンとは、将来のあるべき姿を描いたものを指しています。

しかし時代が変わり、グローバル社会において無尽蔵に CO₂ を排出することや従業員の人権を尊重しないことが、直接企業にダメージを与えて持続的成長を妨げるリスクであることが顕在化してきました。

当社では、環境において 2019 年・2024 年に環境方針を見直し、カーボンニュートラル社会の実現を標榜しました。

さらに 2024 年、新たにサステナビリティ方針を打ち出し、Environment（環境）だけでなく持続的な成長のために Social（社会・経済）や Governance（ガバナンス）の課題に真っすぐに向き合うことを表明し、国際人権章典、OECD 多国籍企業行動指針、ILO 基本条約、国連グローバル・コンパクト 10 原則、先住民族の権利に関する国際連合宣言、ISO26000（社会的責任に関する手引）、ビジネスと人権に関する国連指導原則を準拠した社内の取り組み方針として「上六印刷株式会社 行動基準」をはじめ、関係する規定として「上六印刷株式会社 人権尊重規定」「上六印刷株式会社 不正・腐敗防止規定」「上六印刷株式会社 セキュリティ管理規定」を制定しました。

2) 上六印刷株式会社 サステナビリティ方針

企業理念、ビジョン、社長方針、行動規範の下、以下をサステナビリティ方針とする。

そして、

「地球由来で未来へつなぐ絶対的信用

= 安心を伴った質の高い循環型社会のリーディングカンパニー」

を目指す。

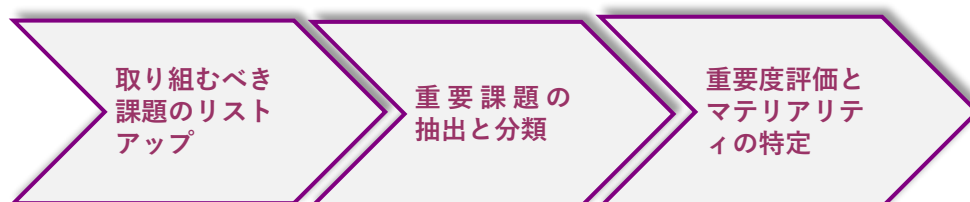
- 環境への配慮として 2030 年までに CO₂ 排出量を 30%削減する事を努力目標とする。
- 法令に則った社の運営を行い、従業員を守り、育て、社内外のニーズに見合う人材を見出し、そのような人材が継続的に生まれる組織を目指す。
- 様々な調達リスクの最小化を念頭に、各資材サプライヤー、及び協力会社との関係性を維持し、幅広い視野で新しい調達手法も検討し、総合的な調達の安定性を図る。
- 上記を継続すべく、社の規定や基準を守り、経営者、管理職、従業員がそれらに則って行動する体制づくり、社風を構築する。

2024 年 8 月 8 日
上六印刷株式会社
代表取締役社長
三島 基司

2-2 マテリアリティ

当社は、持続可能な経営を通じてサステナブルな社会実現に貢献するため、優先的に取り組むべき課題をマテリアリティとして特定し、その評価指標（KPI：Key Performance Indicator）を定めて進捗を確認し継続的な活動につなげます。

マテリアリティの特定プロセスは次のとおりです。



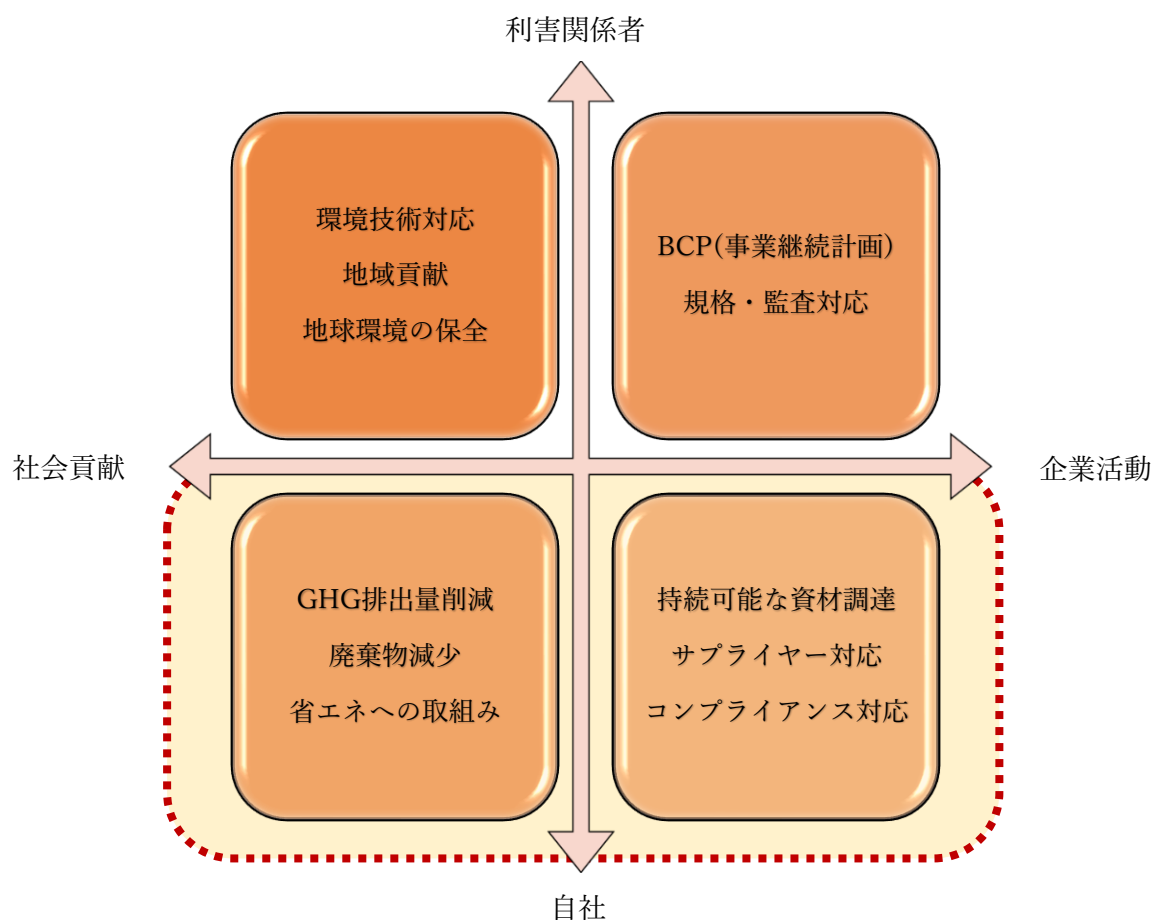
1) 課題のリストアップ

当社のサステナビリティにおける課題は、当社の企業理念・ビジョン・社長方針・行動規範、GRI スタダード、持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）を軸に、情報開示や評価機関である Sedex、CDP、EcoVadis をはじめ、お客様や第三者機関による各種 ESG 調査や情報開示における要請事項を考慮し、社内外のステークホルダーのニーズおよび期待を視野に入れ、社内各部門の年度計画で掲げる課題と各部門長に実施したアンケートをもとに、「環境」「社会・事業継続」「労働・人権」「倫理・コンプライアンス」の4分野を分けて、次のような課題をリストアップしました。

環境	✓ GHG 排出量削減(Scope 1. 2 .3) ✓ 環境対応設計・技術開発 ✓ ロス・不良低減 ✓ 廃棄物減少 ✓ 水セキュリティ ✓ 気候変動への対応 ✓ 生物多様性と生態系の保護 ✓ 省エネへの取り組み ✓ 森林保護	社会・事業継続	✓ QCDS の充実 ✓ BCP（含む緊急事態対応） ✓ 持続可能な資材調達 ✓ サプライヤーの社会問題へのアセスメント ✓ 安定供給・安全供給 ✓ 各種グローバル規格への対応 ✓ 顧客・第3者機関監査対応 ✓ 安定した企業経営 ✓ 利害関係者との信頼関係 ✓ 事業拡大、新規開拓 ✓ サステナブルな業務プロセス
労働・人権	✓ 人材の確保と育成 ✓ 従業員教育 ✓ 雇用の確保 ✓ 生活賃金の維持向上 ✓ 良好な職場環境 ✓ 多様性への対応 ✓ 労働安全衛生 ✓ 働き方改革	倫理・コンプライアンス	✓ コンプライアンス対応の組織と教育 ✓ 情報セキュリティ ✓ 地域協定の順守 ✓ 地域との信頼関係継続

2) 課題の抽出と分類

リストアップされた課題を、まず類似課題を統合して絞り込みを行いました。次に利害関係者との課題か、会社や社内での課題について分類しました。さらに企業活動に結びついた課題か、社会全体に影響する課題かに分類し、2軸でマップ分布しました。



3) 重要度評価とマテリアリティの特定

2軸にマップ分布された課題のうち、2024年度はまず赤破線内に示した、自社で達成可能な社会貢献および企業活動を、優先的に取り組むべき重要事項（マテリアリティ）とし、次のように特定しました。

環境
● GHG 排出量削減 ● 廃棄物削減 ● 省エネへの取組み
持続可能な資材調達 サプライヤーへの社会問題アセスメント
● 持続可能な資材調達 ● サプライヤー対応
倫理コンプライアンス
● コンプライアンス対応

当社のサステナビリティへの取り組みの意思決定機関である経営会議において、これらの課題の評価プロセスおよび分析結果の妥当性を検証し、優先的に取り組むべきマテリアリティを承認しました。このマテリアリティの特定プロセスは必要に応じて見直しが行われ、課題設定と計画の妥当性を担保します。

4) マテリアリティと対応する SDGs

特定したそれぞれのマテリアリティが、SDGs 17 の目標のどれに該当するかを一覧にまとめました。

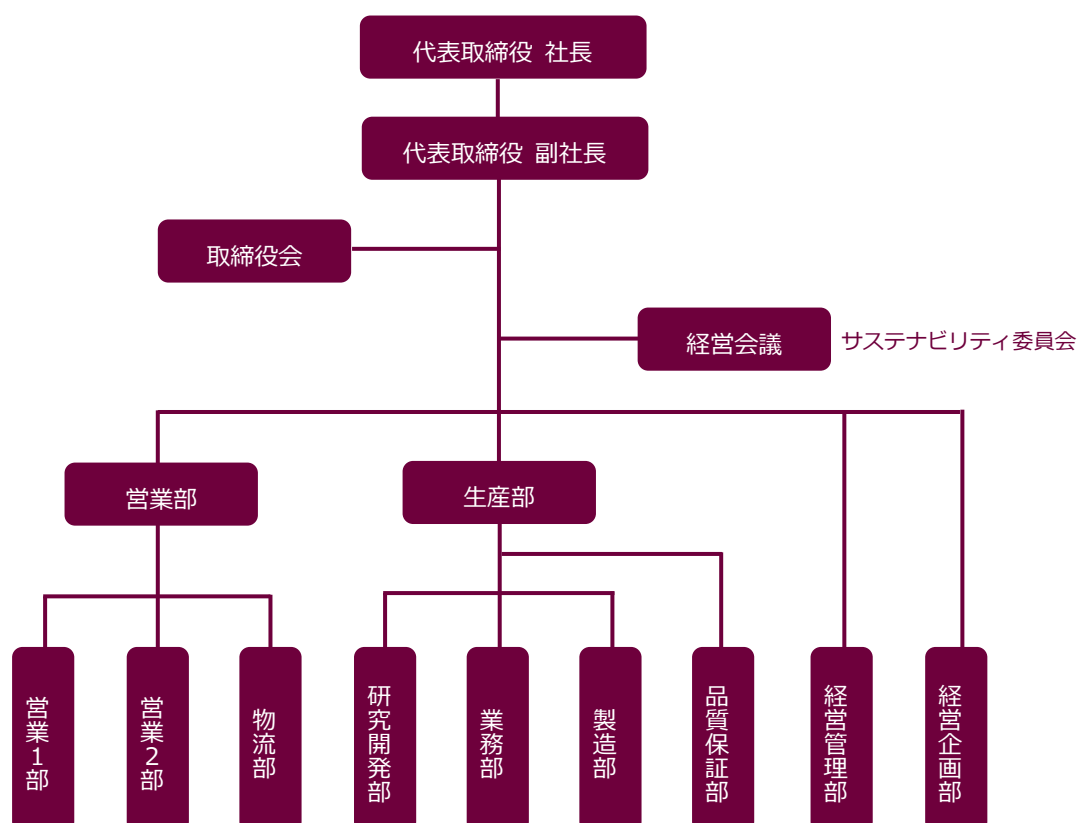
環境	GHG 排出量削減	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを 守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう
	廃棄物削減					
	省エネへの取り組み					
社会・事業継続	BCP 事業継続計画	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	12 つくる責任 つかう責任	17 パートナースhipで 目標を達成しよう		
	規格・監査対応					
	環境技術対応					
持続可能な資材調達 サプライヤーへの 社会問題アセスメント	持続可能な資材調達	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	17 パートナースhipで 目標を達成しよう		
	サプライヤー対応					
	地球環境の保全					
倫理 コンプライアンス	コンプライアンス 対応	3 すべての人に 健康と福祉を	5 ジェンダー平等を 実現しよう	6 安全な水とトイレ を世界中に	8 働きがいも 経済成長も	10 人や国の不平等 をなくそう

2-3 サステナビリティ推進体制

当社のサステナビリティ推進体制であるサステナビリティ委員会の機能は経営会議が担っています。推進体制のトップである代表取締役社長のもと、下図の組織体制を構成しています。

経営会議における、サステナビリティ推進に関する事務局長としての役割は経営企画部長が担い、サステナビリティに関する社内各種情報の取りまとめは経営企画部が担っています。

マテリアリティの設定およびそれらに対する評価指標である KPI、サステナビリティレポートの内容といった、サステナビリティに関する方針や進捗状況、総括は四半期毎の経営会議の議題となり、承認の後に取締役会で決議されます。



2-4 第三者認証および情報開示

当社はマネジメントシステムの認証として ISO9001、ISO14001 および FSC CoC を取得し維持しています。さらに近年、ステークホルダーからの ESG や CSR に関するニーズの高まりを受け、第三者機関への情報開示として Sedex、CDP および EcoVadis に加入しております。また、年間を通してお客様からのアンケートや実施監査のご要望にもお応えしています。

1) ISO9001, 14001（品質、環境マネジメントシステム）



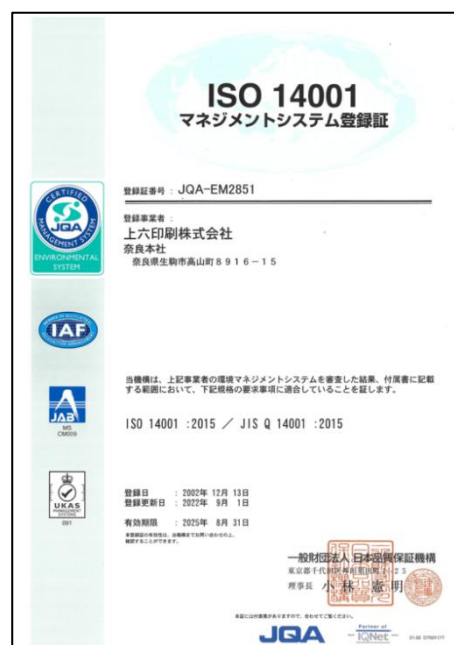
品質マネジメントシステムである ISO9001 : 2015 の認証を本社工場で取得しています。

品質マネジメントシステムは、当社が生産する全ての紙函、プラスチックケース、ラベルおよび能書等の製品の製造に関する業務に適用しており、2000 年 9 月の新規認証取得以降、お客様のニーズや法令・規制要求事項を満たした製品を提供し、お客様満足の向上を目指すために継続した取り組みを行っています。



環境マネジメントシステムである ISO14001 : 2015 の認証を本社工場で取得しています。

環境マネジメントシステムは、当社の製品である紙函、プラスチックケース、ラベルおよび能書等の生産に関連する活動全般に適用しており、2002 年 12 月の新規認証取得以降、法令順守とライフサイクルの視点を通して地球環境の保全保護に貢献すると共に、ステークホルダーからの評価と社会的信用を得るために継続した取り組みを行っています。



2) FSC® CoC



責任ある森林管理
のマーク

持続性のある管理された森林から伐採された木材資源およびその他の管理された供給源からの木材資源が、流通過程で適切に管理されている事の認証である FSC CoC 認証を 2009 年 3 月に取得し、認証を維持しています。

認証範囲は、奈良本社・大阪営業所・東京営業所・東大阪工場・交野物流センターとなっており、FSC CoC 認証製品を取扱う協力会社に対しても、当社が構築する CoC 認証システムを遵守する業務委託覚書を締結し、適切に運用しています。



- FSC : Forest Stewardship Council® (森林管理協議会)
FSC は、環境団体・林業者・木材取引企業・先住民団体・地域林業組合・林産物認証機関等の代表者により 1993 年に成立された非営利・非政府の会員組織で、適切な森林管理の推進を図る事を目的としています。
- CoC 認証 : Chain of Custody
CoC 認証は、認証を受けた森林から伐採された木材およびその他の管理された供給源からの木材が、加工・流通工程で、管理を受けていない他の木材製品と混ざる事無く明確に区別した上で管理されていることを検証します。原則、生産・加工・流通の全ての段階で所有権が移転した企業が認証を取得し、これが末端までチェーンのように連なることから Chain of Custody (管理の連鎖) と呼ばれます。

3)

Sedex² Member

Sedex (Supplier Ethical Data Exchange) は、2001 年にイギリスで設立された NPO 会員組織で、グローバルサプライチェーンにおける社会・環境面に配慮した責任あるビジネス慣行の推進を目指して活動しています。

当社は、Sedex に 2018 年 8 月にサプライヤー（B 会員）として加入し、Sedex が提供する電子プラットフォーム上で、Sedex アンケートへ回答すると共に、SMETA 監査（Sedex Members Ethical Trade Audit）を受審しています。Sedex に加入してエシカルに関する取り組みと改善活動を促進し、アンケートの回答内容や監査結果のお客様との共有を通して評価をいただいています。

4)



CDP (Carbon Disclosure Project) は、2000 年にイギリスで設立された国際 NGO で、投資家・企業・都市・国家・地域が、環境影響を管理するためのグローバルな情報開示システムを運営し、持続可能な経済実現のために、環境報告とリスク管理をビジネス標準にし、持続可能な経済に向けた情報開示・洞察・行動を推進しています。

当社は CDP に 2015 年加入し、気候変動・森林・水セキュリティの分野でサプライチェーンの視点で情報開示を行っており、継続してスコアリングを受けています。当社の CDP スコアは、ご依頼のあるお客様に評価をいただいています。

5)



EcoVadis (エコバディス) は、2007 年に設立されたフランスに拠点を置く国際的なサステナビリティ評価会社で、企業の社会的責任（CSR）における取り組みを「環境」「労働と人権」「倫理」「持続可能な調達」の 4 テーマで評価しています。

当社は、EcoVadis に 2019 年 6 月加入し、4 テーマの情報開示を行い、継続してスコアリングを受け、スコアに応じたメダルが付与されています。当社の EcoVadis スコアは、EcoVadis 内でのお客様との共有を通して評価をいただいています。



当社の CDP スコア・EcoVadis から付与されたメダルとパーセンタイル・ランキング

	CDP DISCLOSURE INSIGHT ACTION			ecovadis
評価年	Climate Change	Forests	Water Security	Medal/Percentile
2018	D	C		
2019	D	C		シルバー/84
2020	C	C		シルバー/85
2021	C	C		シルバー/80
2022	C	C	B-	ブロンズ/65
2023	C	C	C	ブロンズ/54
2024	C	C	B-	ブロンズ/84

3. 環境

3-1 環境基本理念・環境方針

環境基本理念に基づき 6 年前に掲げた社長の環境方針について、2024 年 2 月 1 日からカーボンニュートラル社会実現に向けたグローバルな環境活動への取り組みを前面に謳い、特に第 2 項において温室効果ガス排出量削減の具体目標を定め、その定量的把握を目的にスコープ 1～3 までの排出量算定に取り掛かることを方針として掲げました。

環境基本理念

我が社は、地球規模で深刻化している気候変動への対応が生命を育むための重要課題であることを認識し、環境保全に努め、次世代を担う子孫たちの未来を守るため、環境への影響を考慮して行動することを基本と考える。

環境方針

カーボンニュートラル社会の実現に向けた企業責任を果たすため、グローバルで求められている環境活動に取り組む。

1. 企業活動が環境に与える影響を的確に把握し、技術的・経済的に可能な範囲で環境に関連する法令、規制に関する要求事項を厳守するとともに、全社的な環境目標および計画を定め、継続的な改善を図る。
2. 気候変動による生態系および人間社会に対する深刻な影響の拡大を抑止するため温室効果ガス排出量を、国際社会の指針を考慮して 2019 年度比で 2030 年 30%削減目標とする。
そのためにスコープ 1、2、3 において排出量算定を行い、製品のライフサイクルを通して、省エネルギー、省資源、持続可能な代替資源の利用、リサイクル活動を推進し、サプライチェーンに関わる環境負荷の軽減に努める。
3. 産業廃棄物や汚染物質の削減、有害物質の管理を徹底し、地域や社会をはじめ、多様なステークホルダーと連携、協力し、生物多様性および生態系の保護に努める。
4. 環境教育を通じて、全従業員へ周知徹底を図ると共に意識を向上させる。また、当社のお客様や協力会社と共に環境活動の継続的な推進を目指す。
5. この環境方針は、社外の要求に応じて開示する。

2024 年 2 月 1 日

上六印刷株式会社

代表取締役社長 三島基司

3-2 環境マネジメントシステム

1) 適用範囲

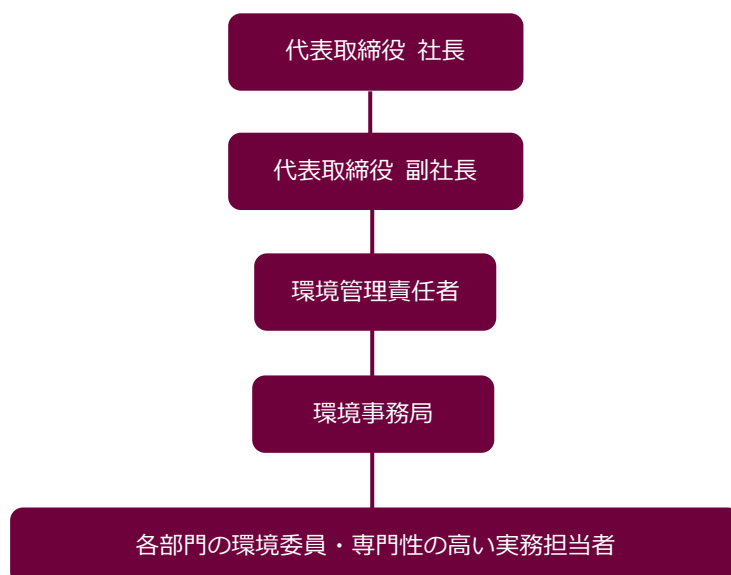
当社は環境方針を定め、この方針に沿った事業活動を行っています。この事業活動を通して、当社はライフサイクルの視点を通して地球環境の保全保護に貢献すると共に、利害関係者からの評価と社会的信用を得ています。そのために、当社は ISO14001 に基づく環境マネジメントシステムを構築し、運用しています。環境方針に沿った事業活動は当社全ての事業所に適用しますが、ISO14001 の認証は、上六印刷株式会社本社（所在地：奈良県生駒市高山町 8916-15）での取得となっています。

2) 推進体制、組織の役割、責任および権限

環境管理責任者は、組織の管理層の中から副社長によって任命され、環境マネジメントシステム運用上の責任者として環境事務局に指示し、環境方針の達成のために同システム内の関連する部門と連携し、システムの維持に必要な組織を確立し、円滑な運用にあたります。

環境委員は、各現場での環境活動を実践する実務者として、現場の長によって任命されています。

環境マネジメントシステム推進体制



3) 環境目標とマネジメントプログラム

当社は、環境マネジメントシステムに必要な、関連する機能、階層および各現場において、環境方針の実現にあたり、年度の「環境目標」を設定しています。そして環境目標を達成するため、環境管理責任者は環境事務局に指示し、各部門と協議して手段・スケジュール等を明確にした「環境マネジメントプログラム」を策定します。

環境目標は、年度末に現場毎での環境側面からの見直しをもとに次年度以降に対応が必要となる環境側面を洗い出した上で、適用される法令・規制要求事項への適合の保証等を加味して策定します。

4) 達成のための取り組み

各部門の環境マネジメントプログラムは、四半期終了の翌月に開催される拡大環境委員会において、環境委員が所属する現場マネージャー出席のもと、四半期のマネジメントプログラム進捗状況を報告し、環境管理責任者が取り組みを評価し、必要に応じて是正を行っています。

3-3 事業活動における環境影響

1) CO₂排出を取り巻く環境

世界各国では、パリ協定を受けて温室効果ガス（Green House Gas）排出量削減による脱炭素社会実現の動きが加速しています。2021 年秋、英国グラスゴーで開催の COP26 において、世界の平均気温上昇を産業革命前に対して 1.5℃未満に抑える努力目標などが締結国間で合意されました。これを受けて、企業では 2050 年カーボンニュートラル社会の実現に向けた中長期的温室効果ガス削減目標を設定し、適切な開示が求められています。また、2023 年 4 月の G7 気候・エネルギー・環境大臣会合でも、1.5℃目標の達成や気候変動の影響に対して、G7 各国がリーダーシップを取るなどがコミットされました。

こうした状況を踏まえ、当社でも気候変動への対応を重要な経営課題の一つとして捉え、サステナビリティ方針において長期的に 2050 年カーボンニュートラルを見据えた中、中期的に 2030 年 CO₂ 排出量を 2019 年対比で 30%削減することを目標に掲げています。

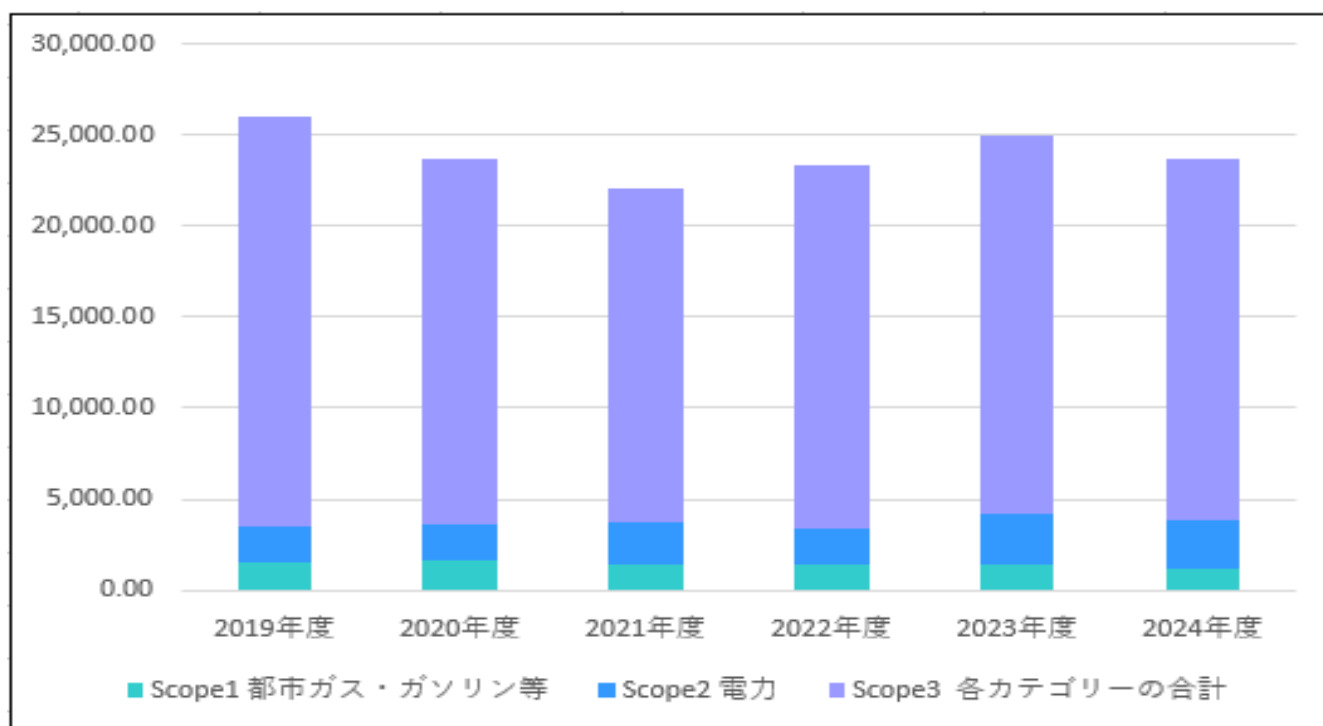
この目標達成に向けた具体的な活動では、代表取締役社長をトップとするサステナビリティ推進体制のもと、環境関連のテーマに、社内全部門が係わりながら削減目標の達成を目指しています。

2) CO₂排出量の実績

自社の活動から直接排出されるガスやガソリンなどからの CO₂ 排出量（Scope 1）と、エネルギー購買先の活動において排出される電力などからの CO₂ 排出量（Scope 2）の実績合計を算定しました。

またサプライチェーン上流・下流からの間接的な CO₂ 排出量（Scope 3）についても、2023 年度から新たに算定することとし、15 のカテゴリーのうち、上流で 7 つ、下流で 1 つにおいて排出の該当が確認出来ました。モニタリング範囲は、Scope1, 2 については P. 12 表のとおり、Scope3 については全事業所を範囲としました。これら Scope 1, 2, 3 については、基準年を 2019 年として各年度の排出量を、5 月を目途に毎年更新し算定します。

Scope1・Scope2・Scope3 の排出量（排出量単位：t-CO₂）



エネルギー種別		2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
Scope1	都市ガス・ガソリン等 ※1	1,513.0	1,599.0	1,454.1	1,427.9	1,359.3	1,166.8
Scope2	電力（マーケット基準）※2	2,019.1	1,983.0	2,308.5	1,993.1	2,798.1	2,698.6
Scope3	各カテゴリーの合計	22,452.0	20,164.5	18,337.2	19,928.9	20,796.1	19,802.7
Scope1, Scope2, Scope3 の合計（t-CO ₂ ）		25,984.1	23,746.5	22,099.8	23,349.9	24,953.5	23,668.1

2024 年度の各拠点におけるエネルギー消費量

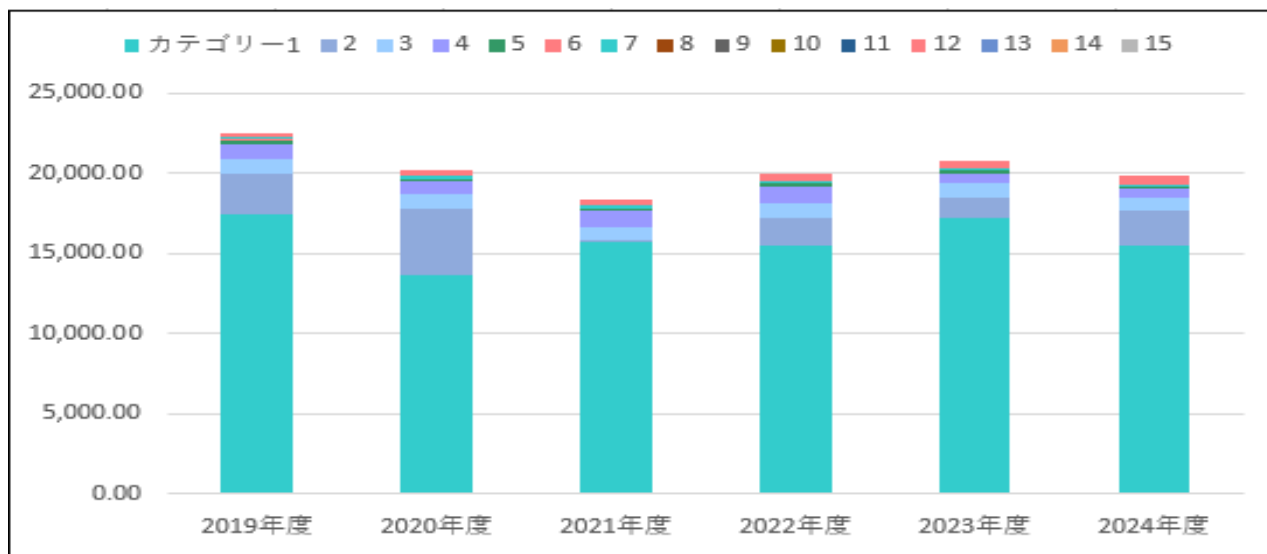
※1 ガス使用は奈良本社のみ、そのほとんどは GHP（ガス空調）

本社工場のガス使用量（単位：m ³ ）	550,977	
社用車の燃料使用量（単位：ℓ）	ガソリン： 13281.20	軽油： 15584.35

※2 各拠点の電力消費量（単位：kWh）

本社工場	6,015,661	神奈川物流	33,851
大阪営業所	21,544	東大阪第 1 工場	51,024
鳴門出張所	8,507	東大阪第 2 工場	52,295
東京営業所	24,078	交野物流	31,201
合計	6,238,161		

Scope3 の排出量内訳（排出量単位：t-CO₂）



エネルギー種別		2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
カテゴリー1	購入した製品・サービス	17,425.0	13,672.7	15,672.4	15,483.1	17,191.2	15,444.8
カテゴリー2	資本財	2,513.8	4,060.9	96.2	1,694.6	1,304.8	2,165.2
カテゴリー3	スコープ 1,2 に含まれない燃料およびエネルギー	890.3	930.5	909.5	890.3	874.6	838.4
カテゴリー4	輸送・配送（上流）	1,006.8	783.8	929.3	1,128.3	630.3	541.3
カテゴリー5	事業から出る廃棄物	219.9	178	173.7	173.7	167.7	161.3
カテゴリー6	出張	48.0	46.8	43.5	41.2	35.1	42.4
カテゴリー7	通勤	161.7	155.1	147.2	138.4	140.3	130.4
カテゴリー8	リース資産	0	0	0	0	0	0
カテゴリー9	輸送・配送（下流）	0	0	0	0	0	0
カテゴリー10	販売した製品の加工	0	0	0	0	0	0
カテゴリー11	販売した製品の使用	0	0	0	0	0	0
カテゴリー12	販売した製品の廃棄	186.5	336.7	365.1	379.4	452.1	478.9
カテゴリー13	リース資産（下流）	0	0	0	0	0	0
カテゴリー14	フランチャイズ	0	0	0	0	0	0
カテゴリー15	投資	0	0	0	0	0	0
Scope3 合計（t-CO ₂ ）		22,452.0	20,164.5	18,336.9	19,929.0	20,796.1	19,802.7

2) Scope 3 削減の具体的な取り組み

前項の観点より、当社は以下を 2025 年以降推進します。

① カテゴリー1（購入した原材料・サービス）

3-3 項 4)で述べたように、カテゴリー1 の紙購入が、当社の Scope 3 削減に向けて重要なポイントとなります。過去 6 年間の傾向から、コロナ禍で生産量が落ちた 2020 年は、紙を含めた原材料の購入が少なかったために、カテゴリー1 からの排出量が少なくなりましたが、コロナ禍からの回復に伴って、堅調な増加が見られました。

2025 年は、サプライチェーン上流にある製紙メーカー各社への働きかけにより、紙自体の CO₂ 排出量を下げる検討を始めるとともに、お客様のご理解のもと当社での紙の選定を見直し、環境負荷の少ない紙を使用することを検討します。具体的には、製紙メーカー各社に文書にて

- GHG 排出量削減に向けた取り組みと、メーカー毎個別排出係数での排出量算出の検討
- 環境配慮型用紙の提案

をお願いし、順次報告をもらう予定（主管：業務部購買課）

お客様による用紙選定段階において、環境配慮型用紙や斤量ダウンを提案し、用紙由来の GHG 排出量削減に向けた理解と協力をいただく予定（主管：製造部設計課、営業部）

② カテゴリー2（資本財）

- 新規設備購入や既存設備との入れ替えの際、カーボンオフセットが可能な設備を積極的に購入（主管：生産部）

③ カテゴリー4（輸送・配送）

- 配送方法見直しによる輸送回数を低減する（主管：営業部・物流部・業務部計画課）
- 配送トラックをガソリン・軽油自動車から電気自動車に替える（主管：物流部・経営管理部）

④ カテゴリー5（事業から出る廃棄物）

3-6 項 廃棄物への取り組みでも述べますが、原材料の節約、ロス・不良の削減や各種リサイクルの推進による資源の有効活用を、環境 ISO のプロセス別マネジメントプログラムとして実践することに加えて、2025 年からは定量的な廃棄物の削減目標を設定します。具体的には

- 製造不良率低減目標と連動させた A, B リサイクル用紙回収量の削減（全プロセス）
- 廃水タンク中の糊ツボ洗い水の糊成分凝集化による処理水の放流（製造部貼りプロセス）

⑤ カテゴリー7（従業員の通勤）

- 自家用車通勤の抑制（主管：経営管理部）
- 自転車や徒歩通勤の推奨（主管：経営管理部）
- 時差通勤による通勤手段選択肢の拡大（主管：経営管理部）

3) 削減に向けた推進体制

前項の具体的な取り組みに現組織にて担当と思われる部署を記述しましたが、これらは 2-2 項 マテリアリティ（重要課題）に対する行動とその評価指標（KPI）とリンクしており、事業や利害関係者への影響と重要度・優先順位を考慮しながら、進めていきます。

具体的には、四半期毎に 2-3 項 サステナビリティ推進体制で掲げた経営会議および 3-2 項 4) 拡大環境委員会にて、主管部署から各取り組みに対する進捗を報告し、目標や取り組み内容について、サステナビリティ委員会および環境委員会として進捗管理していきます。なお環境委員会には、サステナビリティ推進の事務局長である経営企画部長も出席します。

3-5 環境対応開発

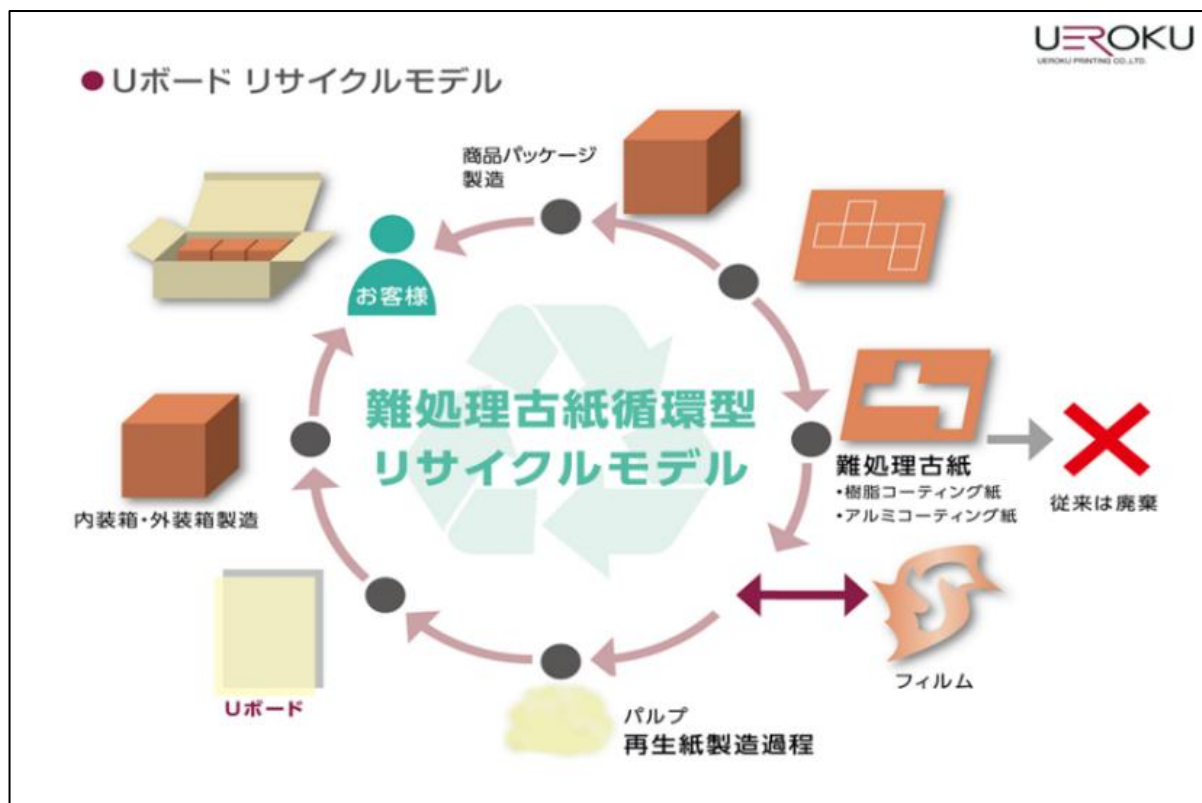
1) U ボード

2012 年にスタートした SDGs や、2015 年に発効されたパリ協定より以前から、当社では環境に配慮した企業活動を行っていました。

そのきっかけは、U ボードです。U ボードの原料である難処理古紙は、従来、紙器パッケージ製造工程中に発生するフィルムラミネート紙、アルミホイルラミネート紙等、損紙のリサイクルが困難であり産業廃棄物として処理されておりましたが、「B リサイクル紙※」として回収し、製紙メーカーとタイアップして紙とそれ以外のフィルムなどを分離し、紙側を「A リサイクル紙※」とともにリサイクルしてその再生紙を化粧品の外函等に使用できる「難処理古紙循環型リサイクルモデル」を確立しました。

U ボードの U は上六印刷の U で、2004 年に日本印刷産業連合会奨励賞、さらに 2007 年には特許を取得しました。

※A リサイクル紙・B リサイクル紙は、当社におけるリサイクル紙の呼称



近年では、その外観が環境に配慮された紙であることが評価され、化粧品の 1 個函に採用されています。また地球環境の保全という観点で、次項に挙げる「脱木材パルプ」の紙の開発や「脱プラスチック」を実現する紙製 3 次元容器の開発にも取り組んでいます。

2) 非木材紙

非木材紙は、針葉樹および広葉樹以外の植物繊維を原料として作られています。非木材紙を利用することは、森林の過剰伐採を軽減することにつながります。

例えば、竹紙は国産竹 100%で出来た紙です。長年にわたり日本人の生活や文化に密着し使用されていた竹ですが、近年は竹材需要の減退などにより、管理が行き届かない竹林が目立つようになってきました。繁殖力が強く、成長スピードの早い竹林は森や里山に侵食していきます。成長が早い竹が密集して生えると、自然の落葉樹ばかりか、植林された杉や檜(ひのき)などの針葉樹も成長を阻まれ植生は乱れてしまいますし、根が横に広がって深くは伸びないため、斜面が竹だらけになると土砂災害の危険も増してしまいます。竹を伐採し、それを資源とし紙として活用することは、竹材管理や森林保全等の貢献にも繋がります。

竹紙を使用した製品



米紙を使用した製品



3) 混抄紙

混抄紙は、アーモンド・柑橘類・コーヒー・オリーブ・キウイなどの果実の加工過程で発生する副産物（搾りかすなど）、麦わら・草・綿・麻・サトウキビなどの省資源繊維や牧草など廃棄物を混ぜ込んで利用することによる循環型リサイクル用紙です。

例えば、米紙は賞味期限切れ備蓄米を混ぜ込んだ紙です。フードロス[※]は年間で 634 万トン[※]と言われ、自治体への配布やフードバンクで活用されていますが、最終的には廃棄による環境負荷につながってしまいますが、それらを資源とし紙として活用することは、フードロス削減にも繋がります。

[※]環境省 HP (<http://www.env.go.jp/press/106665.html>)

4) 脱プラスチック

脱プラスチックが必要とされる理由の一つが、適切に処理されなかったプラスチックごみがもたらす環境汚染（海洋汚染・土壌汚染・大気汚染など）の問題解決です。そもそもプラスチックは人工的な素材であり、自然界に存在する素材ではないため生分解性が低く、人間が焼却処分しない限りは自然環境中に長期間残存し続けてしまいます。そのため、例えば海に捨てられた場合、長い間漂い続けます。それどころか海水に含まれる汚染物質を吸収しながら、波や紫外線によってマイクロプラスチック（5mm 以下のプラスチック）となるため、より環境に大きなダメージを与えます。例えば、有害物質が付着したマイクロプラスチックを摂取した魚や動物を食べることによって、アトピーや不妊症などが引き起こされると言われています。私たちは 1 週間にクレジットカード 1 枚分のプラスチックを摂取しているというデータ[※]もあります。

当社が扱っている紙器はあくまで 2 次元で、プラスチックによる 3 次元への置き替えは不可能でした。そこで、原料のパルプを水に溶かし、それを型で抄いて成形し、乾燥、プレスの工程で製造することで、パルプ素材特有の風合いがある環境対応型の立体成形品の生産が可能になりました。これらを総じてパルプモールドと呼んでいます。緩衝材分野での需要が多いですが、近年ではドライパルプモールドの素材感を活かしたパッケージも増えています。

[※]2019.6.12.WWF によるオーストラリア・ニューカッスル大学への委託調査をもとにした Dalberg の最新レポート『No Plastic in Nature: Assessing Plastic Ingestion from Nature to People』

5) シルキーモールド

包材としての機能を損なわず、脱ブラ、新しい風合いやシルクのような質感を市場に提案すべく生まれた函製品「シルキーモールド」。FSC は勿論の事、植物残渣や紙や布などの廃棄資材の混抄など環境配慮型の製造手法にも対応でき、地球環境を守るアピール性能は高いと言えます。

色の選択、複数の表面加工にも対応できるため、用途や目的に応じて付加価値を与えることもでき、優れた包材と位置付けられ、近年大きな注目を集め、採用事例が徐々に増加しています。

上六印刷、他 2 社との合併企業が生み出したシルキーモールド



美しい曲線と三次曲面を見事に再現した成形ならではの化粧函として採用された事例



日本の伝統工芸「漆塗り」を施した紙製タンブラーとして採用された事例



6) 環境配慮型用紙調達の状況

環境に配慮した循環型社会への取り組みとして、2009 年から認証を取得している FSC 認証紙の使用状況や再生紙の調達状況を把握しており、FSC 認証紙の使用はほぼ 9 割、再生紙も 5 割を超えています。FSC CoC に係る業務委託覚書締結会社数も年々増加しています。

● 認証紙・再生紙の使用比率

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
用紙全体	100%	100%	100%	100%
FSC 認証紙（重複あり）	49.4%	80.6%	89.7%	89.5%
再生紙（重複あり）	31.6%	38.9%	43.5%	55.8%

● FSC CoC に係る業務委託覚書締結会社数

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
締結会社数	31 社	38 社	40 社	43 社
全サプライヤーに占める割合（%）	51.6%	61.2%	61.5%	66.1%

3-6 廃棄物への取り組み

本社工場では、3-5 項 1) U ボートの通り、製造時の廃棄物を極力リサイクルする取り組みを行っています。用紙は再生用紙に、ストレッチフィルムは再生ストレッチフィルムに、その他の樹脂（塩化物を含まない）はボイラー等熱源用の廃棄物固形燃料に、トムソン工程の木型は木質バイオマスエネルギーに、溶剤を含む廃液は蒸留により不要物を取り除いた再生製品にといった様に、全方位リサイクルを行っています。一部リサイクルが難しい廃棄物については、産業廃棄物として焼却・埋め立て処分を行っています。

用紙回収について、生産量を考慮して月次・年次の回収量をモニタリングし、生産量に応じた回収量となっているかどうか監視していますが、今後は不良率低減目標と連動した回収量減が達成されているかも、新たに定量目標として監視していきます。また、廃棄物のライフサイクルを考慮して、廃棄物中間業者、最終処分場への定期的な現地確認を行い、適切な処分がなされているかどうかを確認しています。

● 廃棄物の内訳

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
用紙回収（A・B リサイクル）※	2,355,660	2,648,240	2,554,313	2,603,650	2,397,300
サーマルリサイクル	54,340	45,650	47,080	41,920	40,790
廃液タンク（湿し水、糊壺洗い水）	162,250	216,130	214,340	201,060	178,470
特廃油	8,089	9,300	8,740	9,140	9,020
溶剤廃液（グラビア）	11,205	6,515	6,020	7,290	5,590
UV 廃インキ	N/A	2,340	5,400	5,400	10,910
木型	13,300	7,220	8,210	8,210	25,120
廃棄量（kg）	2,604,844	2,935,395	2,844,103	2,876,670	2,667,200
想定生産個数（千個）※※	185,756	206,099	223,752	250,836	231,549
廃棄量／想定生産個数（g/個）	14.0	14.2	12.7	11.5	11.5

※紙器パッケージ製造工程中に発生する廃棄物となる損紙のうち一般紙を A リサイクル、フィルムラミネート紙・アルミホイルラミネート紙等の損紙を B リサイクルと称し、それぞれに適したリサイクル処理をおこなっています

※※経済産業省からの特定事業者における原単位ベースでのエネルギー使用削減で使用している想定生産個数

3-7 水セキュリティ

1) 立地と背景

本社工場が立地する奈良県生駒市高山町の高山学研地区は、関西文化学術研究都市高山第一工区と呼ばれ、奈良先端科学技術大学院大学（NAIST）の研究所ゾーンを中心としたエリアとなっています。そして、近隣には環境省が指定する「生物多様性保全上重要な里地里山」である自然豊かな環境が存在しています。そのため「生駒市学研高山地区環境保全対策基本指針」が制定され、奈良先端科学技術大学院大学支援財団と、当社を含む近隣施設が連携し、高山学研地区の環境保全に努めています。

2) 水の使用と排出

本社工場では、「生駒市学研高山地区環境保全対策基本指針」に従い、立地する淀川水系（本社工場の立地は淀川水域と大和川水域境界の淀川水域側）への影響を最小限に抑え、使用する水は全て上水道としています（雨水は一部を消防用水槽に貯留するのみ）。

また、本社工場のみならず、水を使用する各拠点についても 2022 年度から集計を開始しています。

本社工場では、製造用水としての水使用は限られており、製版工程・印刷工程・貼り工程の一部、他に空調関係に使用する水といった間接的な使用に留まっています。

少しでも化学物質が含まれると考えられる排水は、全て廃液タンクに貯留し、認定廃棄物処理業者による回収処理を行っています。製造用水以外では手洗いやトイレ、社員食堂といった生活空間の使用に限られ、下水道を経由して浄水処理がなされます。

3) 水質分析

本社工場からの下水道放流水は、年 4 回の 44 項目に及ぶ極めて詳細な水質検査を行い、現在まで全ての検査に合格しています（4-7 地域コミュニティ 本社工場 下水道放流水の水質検査結果 参照）。この結果は生駒市学研高山地区環境保全対策委員会で良好な評価を受けています。

● 各拠点の水使用量※

	単位：m ³			
	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
本社工場（奈良県生駒市高山町）	15,327.5	16,041	15,357	14,936
東大阪工場合計（大阪府東大阪市）	N/A	154	181	206
神奈川物流（神奈川県秦野市）	N/A	43.5	57	40
交野物流（大阪府交野市）	—	55.5	72.5	55
鳴門出張所（徳島県鳴門市撫養町）	N/A	50.5	33	31
合計	15,362.5	16,344.5	15,700.5	15,268.0

※各年度の水使用量：2/1～1/31 の期間で集計、複数月合算計量の場合は月按分計算

3-8 マテリアリティ「環境」への取り組みのまとめ

当社の環境への取り組みは ISO14001 マネジメントシステムを軸とし、認証範囲の本社工場のみならず、各プロセス・各拠点にも展開しています。

温室効果ガスへの対策は、もはや待った無しの状況で、2023 年度より CO₂ 排出量の Scope 1, 2 に加え、Scope 3 の算定も行うことが出来たのは大きな進歩と言えます。今後は Scope 1, 2 のみならず、環境方針で掲げた CO₂ 排出量削減のため、Scope 3 のカテゴリー1, 2, 4, 5, 7 についても削減目標を立て、削減達成に向けて取り組んでいきます。

廃棄物のリサイクル、そして水を含む資源の適切な管理状況を継続し、生物多様性の保護を考慮した環境保全にも取り組んでいきます。

また、新しい環境対応技術の開発とステークホルダーとのエンゲージメント（協働）を通して、環境配慮型製品の展開も進めていきます。

P.4 で特定されたマテリアリティ

GHG 排出量削減

Scope1,2

- 継続して、ガス契約会社による GHP 空調の遠隔監視システムを活用し、夏季や冬季の非生産エリアを中心とした温度管理と消し忘れ防止機能を活かして、ガス・電気使用量の削減
- 新たに、電力供給業者からの再生可能エネルギー（化石燃料以外から発生させた電気）を購入することで、Scope 2 の CO₂ 排出量実質削減（2025 年は 5%相当分を購入予定）

Scope3

- カテゴリー1 では、製紙メーカーへの働きかけによる排出係数を下げる検討（1 次データの排出量算定による排出量削減を目指す）

Scope 全体

- 第三者機関による検証を目指す

廃棄物削減

Scope 3

- カテゴリー5 では、社内用紙回収量について定量削減目標の設定と、廃水のうち業者へ回収されている量を削減

省エネへの取り組み

- 継続して、経済産業省からの特定事業者におけるエネルギー使用削減目標（毎年原単位ベース（電気 + ガス使用量を原油換算し生産量で割ったもの）で 1 % ずつ減らす）の達成
- 工場内蛍光灯の LED 切り替えと、照度を維持しながらの間引き
- 新規や入れ替え設備における省エネタイプの設備検討

4. 社会・事業継続

4-1 雇用

当社の従業員について、2025 年 1 月末時点で在籍する男女の比率、および 2024 年度の育児休業取得率を示します。

従業員※の男女比率

男	女
77%	23%

※役員・正社員・準社員・顧問の合計

従業員の育児休業取得率※

男性の育児休業取得率 取得者÷対象者	女性の育児休業取得率 取得者÷対象者
100% (対象者 4 名 取得者 4 名)	100% (対象者 4 名のうち、前年からの継続取得者 4 名)

※男性育児休業取得率 = 当該期間に男性が育児休業を取得した人数 ÷ 当該期間に配偶者(パートナー含む)が出産した人 × 100

4-2 労働安全衛生

本社工場では、労働災害を防止して従業員の健康で安全な労働環境を確保するため、安全衛生委員会を組織し、リスクアセスメントの実施や産業医の指導の下で次の様な管理実施項目について取り組みを行っています。

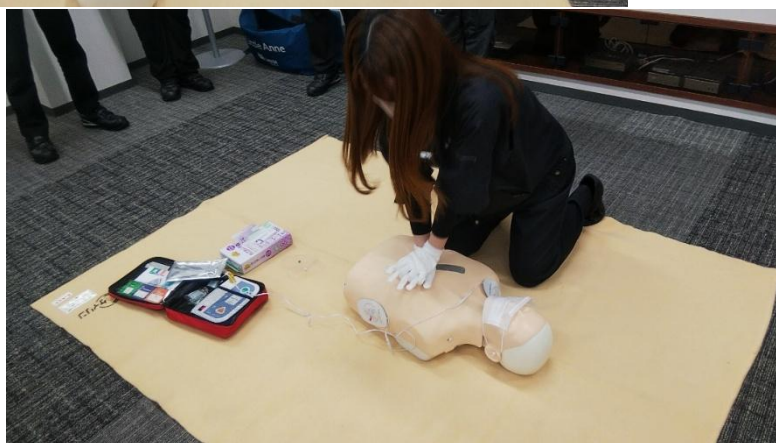
● 本社工場 2024 年度 安全衛生管理実施項目

実施事項	実施内容
安全衛生管理体制の充実強化	安全衛生委員会の定期開催（月 1 回）
	年度計画の策定
	委員への教育
日常的な安全衛生活動の展開	機械・職場の作業標準の徹底
	安全衛生巡回パトロール
	産業医パトロール
	社内 AED 目視点検
	安全衛生委員のスキルアップ
	安全作業手順書の作成と教育・周知
リスクアセスメントの実施	KYT 活動実施
	労働災害の原因調査と再発防止（PDCA）
	機械作業のリスクアセスメント実施
	グラビア印刷室のインキ使用について
	化学物質のリスクアセスメントとその周知
健康管理	定期・特殊健康診断の実施
	ストレスチェックの実施
	健康相談の実施
安全衛生教育の実施	雇入れ、配置替え時の安全衛生教育
	衛生教育（有機溶剤使用部署）
	法定資格の確保（各種免許、技能講習等）
作業環境の改善	水質分析（受水・排水）4-7 項
	悪臭測定（境界）4-7 項
	騒音振動測定（境界）4-7 項
	作業環境測定
	社内照度測定
その他の推進事項	全国安全週間準備期間（6/1～6/30）全国安全週間（7/1～7/7）
	全国労働衛生週間準備期間（9/1～9/30）全国労働衛生週間（10/1～10/7）
	全国火災予防運動：春季（3/1～3/7）秋季（11/9～11/15）
	緊急事態への対応（消防訓練の実施）
	フォークリフト点検（安全教育又は講習）
	エレベーター点検
	消防設備点検
	社内 AED 使用講習会
	作業場の騒音測定
	感染症（新型コロナ、インフルエンザ、ノロウイルスなど）予防強化

● 本社工場 2024 年度 安全衛生委員会の取り組み

2024 年度目標および計画	労働災害：発生させない 安全パトロール：全サイトにおいて行いリスクアセスメントを実施 グラビア作業環境の改善：油性インキから水性インキへの転換を実施 新型コロナウイルスやインフルエンザなど感染症対策の実施と情報共有
取り組み内容	安全パトロール：前年度のパトロール実績から改善状況を確認しリスクアセスメントを実施 グラビア作業環境測定： ・ 3/6 実施、A 測定で第 3 管理区分、B 測定で第 1 管理区分 ・ 9/9 実施、A、B 測定で第 1 管理区分 産業医のパトロールの実施と安全指導 KYT（危険予知訓練）・ヒヤリハット活動の継続 駐車場のスピード制限（構内 10 km/h） セアカゴケグモの注意喚起と処置方法の周知 社内 AED（3 台）の日常点検の実施と安全衛生委員に対して AED 実技講習 安全衛生委員を対象とした三角巾による応急手当の講習（1 回/月） ストレスチェックの実施 インフルエンザ予防接種の実施 エレベーター法令点検（1 回/月） 消防設備点検（2 回/年） 作業場における騒音測定の実施：管理区分がⅡ、Ⅲのエリアにおいて表示と耳栓の支給配布

安全衛生委員に対して AED 実技講習風景



4-3 リスクアセスメント

本社工場では、2024 年 4 月 1 日に施行された改正労働安全衛生規則義務化により選任された化学物質管理者のもと、作業環境において人体に有害な特定化学物質の管理や、法令（労働安全衛生法、消防法）や各種官庁通知事項について、状況の把握と作業環境測定を実施することで従業員の安全衛生に関するリスクアセスメントを行い、リスクの最小化に向けた対策を継続して実施しています。

● 化学物質のリスクアセスメント

	化学物質への法令対応
結果	- 安全衛生委員会および環境委員会を通じて、特定化学物質を新たに特定 - 労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS 交付の義務化対象物質リスト（2022 年 2 月 24 日改正政令公布、2024 年 4 月 1 日施行）および労働安全衛生法に基づくラベル表示および SDS 交付義務対象物質（2023 年 8 月 30 日時点 667 物質(群)）に記載のある特定化学物質として、社内で購入使用しているものについて SDS を入手し、安全衛生委員へも情報を共有 「令和 5 年度化学物質管理に係る専門家検討会報告書（令和 6 年 1 月 31 日公表）」を踏まえて、新たに 112 物質の「濃度基準値（労働者が化学物質に曝露される濃度の基準）」が追加されたことへも対応 - 工場全部門への SDS および物品についてのリスクアセスメントを配布（2024 年 6 月度安全衛生委員議事録にて記録） - 取得した SDS の PDF データは社内ネットワーク内の共有ファイルにて保管し、全部門が PC 上で任意の SDS が確認出来る様に管理

● 作業環境へのリスクアセスメント

	グラビア印刷の油性インキから水性インキへの転換
結果	- かねてよりグラビア印刷では油性インキを使用しており、トルエン、キシレン、酢酸エチル、メチルエチルケトンなど特定化学物質を含む有機溶剤を使用していた - この有機溶剤は、作業者の健康被害、煤煙濃度、臭気など周辺地域への影響が考えられるため、局所排気設備および VOC 排ガス処理設備を設置して環境影響が無い様にしているなかで、室内作業環境を改善する一方で VOC 処理におけるエネルギー消費量の削減が検討されてきた 2024 年度は、様々な試験を繰り返し、従来の油性インキを使用した製品の仕上り状態と遜色ないレベルを目指し水性インキを使用した製品の仕上り状態の良品化に向けてインキメーカーと共に研究改良を行った。その結果、アルコール（IPA）のみを含む水性インキを使用したグラビア印刷の使用可能性が確認され、2024 年 12 月度より完全移行を達成した - 次のステップとして、グラビア印刷水性インキを起因とする不良が発生する事案に対して改良を図りつつ、作業環境の改善と VOC 排ガス処理設備の稼働停止による使用エネルギーの削減を図るため、水性グラビア印刷を軌道に乗せることを目指した。印刷稼働時の作業環境測定においては、A、B 測定両方で管理区分 I を達成できた。また、第 3 者検査機関による煤煙濃度測定でも水性インキ使用においては、直接排気で基準値を充分クリアできることも実証された 2025 年 2 月からの新年度の環境目標として、第 2 四半期（5～7 月）頃には VOC 排ガス処理設備の完全停止を予定しており、生駒市消防本部へ届け出を行い、実施に向けて計画を推進中である。同時に悪臭濃度測定をおこない生駒市環境保全課および生駒市高山地区環境保全委員会による承認取得に向けても推進中である

4-4働きやすい職場

本社工場では、働きやすい職場環境を目指して様々な取り組みを行っています。

1) 3S 活動

3S 活動は「整理」「整頓」「清掃」の頭文字をとったものです。これらの活動を継続して実行することで職場環境の改善、生産性の向上、安全性の確保を実現します。

当社では 3S 活動を部門横断した組織で推進しています。それに合わせ「3S 委員会」を設置し、年度目標を立てて活動しています。

● 2024 年度 3S 委員会の取り組み

2024 年 年度目標	職場環境の改善、生産性の向上、安全性の確保を目的に 3S 活動を推進するとともに、お客様来社時にも気持ちよく見学いただけるようにする。
3S 会議 3S パトロール	● 社内で汚れている場所がないかの情報交換 ● 共用部分清掃の場所や頻度について ● 新たな取り組みができないか意見交換 ● キングプリンティング株式会社様と 3S 活動内容交流会 ● 顧客の監査結果の情報共有と意見交換 ● 各工程の清掃記録および員数管理の取り組み進捗確認 ● 予定確認および活動内容の見直し ● 3S パトロールチェックシートの見直し ● 全社一斉清掃の割り当ておよび活動内容の確認 ● 次年度に向けて、今期の反省
社内・外周清掃	● 食堂共用部分清掃 ● 会社周辺エリアの歩道のゴミ拾い（毎月） ● 第三工場の社屋外装柵の清掃 ● 各工程および共用部分の清掃 ● 全社一斉清掃（年末大掃除）

● 3S 活動 共用部や外周の清掃



2) 働き方改革・福利厚生

当社では、働き方・労働環境・労働負荷の改善への取り組みを行っています。また、福利厚生については病気補償制度を導入し、業務に起因しない病気による入院やがんによる通院治療を対象に補償を行っています。

● 働き方改革・福利厚生

改善内容	2020年度	● 建屋外（外エリア）で作業を行う従業員にTシャツを配布し、屋外が高温時の際は上着を脱ぐことを許可。 ● リモートワークを導入（営業職限定）。
	2021年度	● 熱中症対策として、建屋外（外エリア）で作業を行う従業員に、ペットボトル・塩分タブレットを支給。 ● 技能実習生への借り上げ社宅※通勤手段としての電動モーター付き自転車や通信環境の提供
	2022年度	● 建屋外（外エリア）で作業を行う従業員にファン付ジャケットを支給。 ● 人力による作業の軽減として、ターナー（紙反転機）を導入。
	2023年度	● 事務所エリアの従業員にTシャツを配布し、室内が高温時には上着を脱ぐことを許可。 ● 病気補償制度の導入（右）
	2024年度	● レクリエーション行事を開催 ● 東大阪第一工場作業環境の改善 ● 病気補償制度の継続（当該保険契約を継続し、従業員の健康管理サポートの一助）



※その社宅での火災避難訓練も定期的に実施しています。

宿泊施設	UR 都市機構からの 借り上げ社宅	実施日	2024 年 7 月 20 日
実施内容	技能実習生の居住施設において技能実習生全員を対象に火災避難訓練を実施。		

4-5 ダイバーシティ

当社の従業員について男女別の構成比を、4-1 雇用 に示しました。当社は外国籍の従業員も雇用しており、その人数と国籍は次の様になっています。

● 移住労働者の国籍と人数の推移

国籍	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
タイ	4※1	8※1	8※1	12※1
中国	0	0	1	3※2
その他	0	0	0	0

※1：いずれも技能実習生、※2：2名社員、1名パートタイマー

4-6 研修・教育

当社では教育の更なる充実を目指しており、当社の業務や職務の遂行に必要な知識や技能の習得を部門や職位、職能に合わせた教育・研修機会を設け、その知識に精通した専任講師から、従業員に教育を提供し、「人財の育成・確保・発掘」の一助としています。

また、2024 年に制定した「行動基準」、「セキュリティ管理規定」、「不正・腐敗防止規定」「人権尊重規定」に対する教育訓練も、引き続き実施していきます。

1) 社員向け

● 新入社員、中途入社従業員向けトレーニング

実施計画日	実施内容	対象者	状況
2024 年 4 月～ 前期(6 か月間) 2024 年 9 月～ 後期(6 か月間)	● 名称「基礎研修」 紙器製造工程、部門別業務知識、自社に関わる法令知識を座学形式で学ぶ。全 19 回。 ● 主催：経営管理部 ● 講師：経営管理部顧問	全新人、中途 入社者対象 (正社員のみ) 前期： 16 名 後期： 9 名	前期済 後期 継続中
入社後随時(6 か月間)	● 名称「営業トレーニングプログラム」 営業の実務を習得する座学/OJT によるトレーニング。 ● 主催：営業部 ● 講師：1 年以上営業従事の営業所員や営業部管理職	営業：2 名	済

● 管理職向け

実施計画日	実施内容	対象者	状況
2024 年 6 月 25 日～ 7 月 31 日(全 4 回)	● 名称「八木式未来リーダー育成塾」 次世代リーダー育成セミナーへの参加	社の代表 1 名	済
随時	外部コンサルティングファーム提供の動画コンテンツの視聴、ウェビナーへの参加。(マネジメント、コミュニケーション、目標達成、会議手法、マーケティング) ● 主催：営業部	営業/営業部門 課長以上： 3 名	継続中

● 技術専門職向け

実施日	実施内容	対象者	状況
2 月 10 日	フォトレタッチセミナー	設計・製版 7 名	済
3 月 22 日	マルチカラートレーニング	設計・製版 20 名	済
4 月 19 日	カラーセミナー	設計・製版 2 名	済
5 月 24 日	測色計勉強会	設計・製版 6 名	済
6 月 6 日～7 月 10 日	『ライフカラースタylist資格取得』研修	設計・製版 2 名	済
7 月 11 日	アドバイラストレーター講習会	設計・製版 2 名	済

2) 上六印刷株式会社「行動基準」および各規程トレーニング

実施計画日	実施内容	対象者	状況
2024 年 6 月 24 日～ 2024 年 6 月 28 日	行動基準および関連する 3 規程の内容を理解するため、社内拠点毎に、講師による部門代表への説明会を実施	部門代表者 126 名	済
2024 年 6 月 29 日～ 2024 年 7 月 11 日	行動基準および関連する 3 規程の内容を理解するため、社内部門毎に、各人が文書を読了	全従業員 275 名	済

3) ISO

● 内部監査員養成講習

実施計画日	実施内容	対象者	状況
2024年4月15日～ 2024年4月26日	「ISO9001 について」、「ISO14001 について」、「内部監査について」講師による講習会を実施。 受講者には「理解度テスト」を実施し、ISO 内部監査員証明書を発行	新たな役職者・責任者 13 名	済

● ISO14001（環境）目標とその教育実施内容

2024年度 環境目標

環境基本理念

我が社は、地球規模で深刻化している気候変動への対応が生命を育むための重要課題の一つであることを認識し、環境保全に努め、次世代を担う子孫たちの未来を守るため、環境への影響を考慮して行動することを基本と考える。

環境方針

カーボンニュートラル社会の実現に向けた企業責任を果たすため、グローバルで求められている環境活動に取り組む。

企業活動が環境に与える影響を的確に把握

- 環境関連の法令、規制に関する要求事項を厳守
- 全社的な目標、計画を定め、継続的に改善

環境活動の推進

- 社員が出来る環境活動組織の整備
- ステークホルダー(利害関係者)との協力

気候変動による生態系や社会への深刻な影響の拡大を抑制

- 生産不良を低減し、資源の有効活用とリサイクルの促進
- 持続可能な代替資源の利用
- エネルギーの節約により、地球温暖化の抑制に貢献
- 産業廃棄物や有害物質の削減
- 生物多様性の保護

環境教育

- 全社員への環境方針の理解
- 改善活動の実績を周知して意識を向上
- お客様や協力会社と共に継続的な推進

●当社の環境方針は、社外の要求に応じて開示する

2024年度目標値 2024/2/1～2025/1/31

2024年度は、全社的な温室効果ガス排出量をスコープ1,2,3において算定し2025年の削減目標確立に向けて取り組む。

環境目標

長期目標	温室効果ガス排出量の算定をスコープ1,2,3において行い、2019年度比で2030年30%削減に向けて目標を確立し、サプライチェーンに関わる環境負荷の軽減に努める。	
年度目標	1. 電気・ガス使用量節約に向けた活動により、省エネ法に基づき原油換算値を生産個数で割った原単位で1%減 2. 原材料の節約、ロス・不良の削減や各種リサイクルの推進により資源の有効活用をプロセス別マネジメントプログラムとして実践 2023年度1月での原単位累計値から1%削減 2023年10月までの累計実績：0.00927	

すべての環境活動が温室効果ガス排出量削減の実現に繋がると意識を持って、各プロセスでPMと環境委員が中心となり、マネジメントプログラムで定めた目標達成に努める。またプロセス単位では実行不可能な活動も全社の視点で取り組んでいく。

活動計画	項目	マネジメントプログラム具体的内容の一例
1-1.	エネルギーの節約	生産業務の作業効率化(検査・抜き) 社用車のHB, EVなど環境対応型への移行(人事総務)
2-2.	原材料の節約や環境への対応	機械の保守管理による効率化と修理費削減(HP型) CFP値の低い購入品への移行推進(購買)
2-3.	廃棄物の削減	ロットアウト件数や部門起因の不良削減(UVオフ) 廃棄物の削減とリサイクルの推進(全プロセス)

2024年2月1日

上六印刷株式会社 副社長 大田 治夫

期間：2024年2月～2025年1月

実施計画月	実施項目（目的・内容）	該当プロセス	実施状況
年度内随時	「上六印刷株式会社環境方針 20240201」、「2024 年度環境方針」、「著しい環境側面一覧表 20240112」および環境カードによる全社的な温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みについての教育	認証範囲内の全サイト	済
	「2024 年度マネジメントプログラム」による各プロセスの環境活動と目標の周知と教育 「温室効果ガス排出量の削減に寄与する取り組みという意識」の共有		済
	「環境側面抽出リスト」と「法規制チェックシート」による全社と各プロセスに関連する法的要求事項についての教育		済
	廃棄物の分別廃棄についての教育 (A、B (損紙) リサイクルや特管、その他の廃棄物の捨て方など)		済
	新入社員、中途採用者への教育・訓練		済

4-7地域コミュニティ

当社の地域コミュニティとの交流や取組みは、主に本社工場において行っています。本社工場の立地や地域の背景は 3-7 水セキュリティ 1)立地と背景の通りで、地域団体、近隣住民と密接な関係を構築しています。

近隣地域への環境負荷を最小限に抑えるため、下水道放流水の水質分析、敷地境界での騒音、振動、臭気などの環境測定調査を定期的に行っています。これらの測定結果は行政へ届け出しており、地域の協議会でも共有され、良好な評価をいただいています。

1) 本社工場 下水道放流水の水質検査結果（年 4 回測定・届け出）

分析項目	単位	規制値	2024 年 4 月 18 日	2024 年 7 月 17 日	2024 年 10 月 16 日	2025 年 1 月 16 日
水温	℃	45	19.2 (10 : 20)	20.3 (13 : 30)	24.5 (11 : 08)	32.0 (13 : 09)
カドミウムおよびその化合物	mg/L	0.03	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
シアン化合物	mg/L	1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
有機燐化合物	mg/L	1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
鉛およびその化合物	mg/L	0.1	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
六価クロム化合物	mg/L	0.5	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
砒素およびその化合物	mg/L	0.1	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
水銀およびアルキル水銀（その他の水銀化合物）	mg/L	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
水銀およびアルキル水銀（アルキル水銀化合物）	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
トリクロロエチレン	mg/L	0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
四塩化炭素	mg/L	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ジクロロメタン	mg/L	0.2	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
ベンゼン	mg/L	0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレンおよびその化合物	mg/L	0.1	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	mg/L	0.06	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
シマジン	mg/L	0.03	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
チオベンカルブ	mg/L	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
水素イオン濃度（21℃）	pH	5.0～9.0	7.7	7.3	7.5	7.5
ほう素およびその化合物	mg/L	10	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
アンモニア性窒素	mg/L	380	3.6	1.0	4.4	1.6
硝酸性窒素および亜硝酸性窒素	mg/L		<0.04	0.90	<0.04	0.51
フェノール類含有量	mg/L	5	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
銅含有量	mg/L	3	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
亜鉛含有量	mg/L	2	0.05	<0.05	<0.05	<0.05
溶解性鉄含有量	mg/L	10	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
溶解性マンガン含有量	mg/L	10	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
クロム含有量	mg/L	2	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
ふっ素およびその化合物	mg/L	8	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
生物化学的酸素要求量	mg/L	1500	4	8	4	2
浮遊物質	mg/L	1500	7	13	<1	6
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	mg/L	5	<1	<1	<1	<1
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油類含有量）	mg/L	30	<1	<1	<1	<1
よう素消費量	mg/L	220	19	<2	23	7
窒素含有量	mg/L	240	4.8	3.2	6.0	2.7
りん含有量	mg/L	32	0.04	0.10	<0.01	0.02
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
判定			適	適	適	適

2) 本社工場敷地境界の環境測定

● 騒音レベル 測定結果

測定日：2024年6月18・19日

測定地点	時間帯/測定時間	基準値[dB(A)]	騒音レベル [dB(A)]	主たる音源（計量証明対象外）
敷地境界線東側	昼 16:14	65	51	車、施設音、鳥
	夕 20:25	60	52	声（外）、施設音
	夜間 22:03	50	50	虫、施設音
	朝 06:12	65	48	鳥、車
敷地境界線南側	昼 16:29	65	47	鳥、車 工事音（近隣）
	夕 20:37	60	43	車、足音、自転車、 バイク
	夜間 22:16	50	43	声（外）
	朝 06:23	65	44	車、鳥
敷地境界線西側	昼 17:01	65	47	施設音、車、声 バス
	夕 20:48	60	46	施設音、車
	夜間 22:28	50	45	施設音、車
	朝 06:33	65	48	施設音、作業音、車

● 振動加速度レベル 測定結果

測定日：2024年6月18日

測定地点	時間帯/測定時間	基準値 [dB(Z)]	振動レベル [dB(Z)]
敷地境界線東側	昼 16:14	65	<30
	夜間 22:03	60	<30
敷地境界線南側	昼 16:29	65	30
	夜間 22:16	60	<30
敷地境界線西側	昼 17:01	65	35
	夜間 22:28	60	<30

● 悪臭物質 測定結果

測定日：2024年6月18日

測定地点	採取時間	臭気濃度	臭気指数
敷地境界線東側	17:40	<10	<10
敷地境界線南側	17:30	<10	<10

測定日：2024年6月18日

測定地点	採取時間	酢酸エチル (規制値：7ppm)	トルエン (規制値：30ppm)	キシレン (規制値：2ppm)
敷地境界線東側	17:40	<0.3	<1	<0.1
敷地境界線南側	17:30	<0.3	<1	<0.1

3) 地域社会とのコミュニケーション

地域社会とのコミュニケーションでは、生駒市学研高山地区環境保全対策委員会に参加すると共に、当社の会社情報を高山サイエンスプラザに展示させていただいています。

奈良県下の高校卒業者を毎年採用させていただくと共に、2023年度は県立高等技術専門学校から障害者の方の職場体験実習の受け入れも行っています。

また、本社工場の所在地である生駒市のイコマ製菓様「レインボーラムネ」や高山製菓様「高山おかき」を来訪下さったお客様への手土産として利用させていただいています。

	2022 年度	2023 年度	2024 年度
取 組 み 内 容	● 生駒市学研高山地区環境保全対策委員会会合に参加（年数回） ● 奈良県下の高卒者採用（毎年） ● お客様への手土産として地元製品であるレインボーラムネ（イコマ製菓）や高山おかき（高山製菓）を利用 ● なら中高生新聞（奈良新聞社発行）に採用企業特集として紹介される	● 生駒市学研高山地区環境保全対策委員会会合に参加（年数回） ● 奈良県下の高卒者採用（毎年） ● お客様への手土産として地元製品であるレインボーラムネ（イコマ製菓）や高山おかき（高山製菓）を利用 ● 奈良県立高等技術専門学校（障がい者）の職場体験実習の受け入れ	● 生駒市学研高山地区環境保全対策委員会会合に参加（年数回）（継続） ● 奈良県下の高卒者採用（継続） ● お客様への手土産として地元製品であるレインボーラムネ（イコマ製菓）や高山おかき（高山製菓）を利用（継続） ● 奈良県立高等技術専門学校（障がい者）の職場体験実習の受け入れ（継続） ● 高山サイエンスプラザにて紙漉き体験会イベントを開催

4-8マテリアリティ「社会・事業継続」への取り組みのまとめ

従業員の男女別の比率から当社の組織構造が明らかとなりました。今後も継続してこの情報を把握します。

企業活動の柱である「従業員」について、安定した雇用の継続に向けた健康経営などへの取組み、充実した福利厚生、労働環境の整備等にも継続して取り組むと共に、知識・技能の伝承による世代継承、最新情報を身につけるスキルアップ、モチベーションの向上等を目指した教育・研修も実施します。

また、自然豊かな環境に隣接している奈良本社の立地の重要性を改めて認識し、現在の取り組みを継続すると共に、地域社会における様々なニーズに応じ、新たなコミュニケーションや情報発信にも取り組み、企業責任を果たしていきます。

5. 持続可能な資材調達・サプライヤーの社会問題へのアセスメント

5-1 サプライヤー評価

1) 購買・外注管理規定に基づく評価結果

ISO9001 管理文書である「購買・外注管理規定」に従い、サプライヤーの評価を上期と下期の年 2 回定期的にを行っています。A 評価は良好な状態で、B 評価は何らかのリスクを認める状態を示します。

業務部では、この評価結果を踏まえ、良好な状態は維持しながら、リスクを認める場合は改善に向けて各サプライヤーとのコミュニケーションを図っています。

評価したサプライヤー数：53 社

	2024 年度上期評価	2024 年度下期評価
A 評価	45	48
B 評価	6	4

【評価方法】

- 品質信頼性・ロス不良区分け員数管理・不良発生時の原因究明対策立案・当社に無い設備を保有・納期に対する信頼性・コスト面の協力・新製品の提案力・常に新しい情報を発信・上六印刷サプライヤー行動基準の遵守・環境に対する製品等の提案力、を総合的に評価。
- 評価良好の場合 2 年間評価をスキップできるため、上表において上期、下期および評価総数の数値に差異がある。

2) サプライヤー行動基準に基づく評価結果

ISO9001 の管理文書であり、QCDS や ESG、CSR の分野におけるサプライヤーの規範を定めた「上六印刷株式会社 サプライヤー行動基準」を各サプライヤーに提示し、その遵守の証として、右に例示したような署名済受領書を受け取っています。

受領書受付合計件数、受領の割合も年々高くなっています。

対象サプライヤーは原材料メーカー、加工委託業者だけでなく、廃棄物処理業者や清掃委託業者、人材派遣業者等、幅広く展開しています。



	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
受領書受付 合計件数	サプライヤー 行動基準 新規制定	46	46	50	53	54
サプライヤー数	53	57	60	62	65	66
受領の割合 (%)	—	80.7	76.7	80.6	81.5	81.8

(参考) 年度別新規下請負契約数

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
新規契約数	3	4	3	2	3	1

3) FSC の森林認証方針と中核的労働要求事項に関する 2024 年度外部委託先の適合性管理に基づくリスク評価結果

当社が認証を取得している FSC CoC では、森林認証方針を掲げ、サプライヤーに対しサプライチェーンにおける中核的労働要求の遵守を求め、サプライヤーの適合性管理についてのリスク評価を毎年行っています。

● 上六印刷株式会社 森林認証方針

上六印刷株式会社は、経営ビジョンと行動のもと、コミュニケーション支援企業として地域社会に貢献し、マネジメントシステムの運用を通して地域社会との調和・共生をはかります。

また、「環境にやさしい印刷物」をおすすめる活動を通して、環境負荷の低減と資源保護、そして循環型社会構築へ貢献する一貫として、FSC-CoC の森林認証制度の意義を十分に理解し、各制度における要求事項に則ったシステムを構築し、推進し、維持させていきます。

制定：2015 年 2 月 16 日

改訂：2022 年 2 月 1 日

代表取締役副社長 大田治夫

● サプライチェーンにおける中核的労働要求の遵守

上六印刷株式会社 社会・健康・安全方針書

上六印刷株式会社は、中核的労働要求の遵守に当たり、基準が定める社会、健康、および安全の要求事項への適合・実施を確実にするため、下記を実施する。

- 1) 従業員の結社の自由および団体交渉の権利を保障する。すなわち、下記事項を含む。
 - ・従業員による労働者団体への加盟や団体交渉への参加を労働契約で禁止しない。
 - ・当社の代表者と従業員の接触を認める。
 - ・解雇に関する透明性のある手順を定める。
 - ・法で要求された又は認められた場合において、法的に認められた労働者団体の代表者との交渉をするための手順を明確に定める。
- 2) 強制労働を課すことを禁止する。
- 3) 就業に関する最低年齢制限を遵守する。
- 4) 採用、昇進、労働の割り当て、解雇に関する就業の平等性を遵守する。
- 5) 職業上の健康および安全を確保し、その文書化と報告を行う。

制定：2015 年 2 月 16 日

改訂：2023 年 11 月 13 日

代表取締役副社長 大田治夫

2024 年度のリスク評価では、下表のとおり各サプライヤーの適合性管理状況は良好で、今後もこの状態を維持します。

対象：外部委託先 43 社

前回審査以後の委託実績有無	FSC または SA8001:2014 認証番号	業務委託契約書・覚書への記載による遵守	苦情の有無	不適合の有無	現地審査の有無	第一者・第二者監査の有無	ITUC スコア・CPI スコア	中核的労働要求事項に係るリスク区分
有り：43 社 (100%)	有り：6 社 (13.9%)	有り：43 社 (100%)	有り：0 社 (0%)	有り：0 社 (0%)	有り：10 社 (23.2%)	有り：43 社 (100%)	有り：43 社 (100%)	Low risk : 43 社 (100%)

5-2 サプライヤーとのコミュニケーション

業務部ではサプライヤーと密なコミュニケーションを常に取りしており、生産計画の連携、業務上のアドバイスや注意喚起、トラブル発生時の対応といった日々のやり取りを行っています。また、品質問題が発生した場合は、リスクがあると判断される事例については是正処置を講じます。5-1 サプライヤー評価結果で示しました様に、リスクがあるサプライヤーに対しては外注パトロールという現地査察を行っています。

また、定期的（年2回：上期・下期）に外作会議と呼ぶ当社の伝統的な会議体を開催しています。

この外作会議は、協力会社が当社で一同に会し、タイムリーなトピックスや抱えている課題や問題点、そして普段はなかなか話せない内容について担当者間のフランクなやり取りを行い、サプライヤーエンゲージメントを通じたデューデリジェンスを図っています。

● 外作会議 実施一覧

	2024年7月19日	2024年11月1日
対象工程	印刷工程	トムソン工程
実施内容	● 上六印刷を取り巻く環境活動の取組案内 ● 品質目標達成状況 ● 不良低減について社内共有 ● 人材育成についての意見交換	● 環境基本理念 ➢ 2024年度目標値 ➢ 環境に関わる活動目標管理 ➢ スコープ1.2.3の説明 ● 上期のトムソン工程における不良情報共有 ● 現場での不良防止に向けた意見交換

● 外注パトロール 訪問社数

	2024年度Q2	2024年度Q3	※2024年度Q4
訪問先	12社	14社	5社

※Q4 1月末時点の訪問社数、2月予定の訪問社数7社

5-3 マテリアリティ「持続可能な資材調達・サプライヤーの社会問題へのアセスメント」への取り組みのまとめ

原材料メーカー、加工委託先、支援業者、一次・二次・三次、という様々なサプライヤーとの関係の中で、日々、密なコミュニケーションを図っています。FSCのマネジメントシステム、ISO9001 マネジメントシステムの中でサプライヤーの評価も定期的に実施し、その結果を次のアクションに繋げており、今後も継続していきます。

また、規制対象物質への対応、CSRの対応状況、廃棄物の適切なリサイクルや資源の有効活用の把握についてのニーズも高まっており、直接の取引先だけでなくサプライチェーンのライフサイクルを通じたデューデリジェンスにも取り組んでいます。

P.4 で特定されたマテリアリティ

サプライヤー行動基準

- サプライヤーの中でも、当社と密接に係わっている原材料メーカーと加工委託先については、行動基準については新規取引開始時点のみならず、継続的・定期的にその内容理解を深めてもらう。

サプライヤー対応

- さらにその中でも、取引が多いもしくは会社規模が大きく十分に対応が期待できる原材料メーカーと加工委託先には、持続可能な資材調達やサービス提供における社会問題への配慮について、定期的なコミュニケーションを図り相互理解に努める。

6. 倫理・コンプライアンス

6-1 法令遵守・企業の社会的責任の方針

2008 年に声明された社長方針の、企業理念、ビジョン、行動規範には、既に近年取り上げられる事の多い ESG や CSR の分野における指針が掲げられていました。しかし一方、グローバル社会では企業倫理の取り組みは、より細分化されたルールが求められる様になりました。

このような背景を踏まえ、当社は、従業員のあるべき行動の姿を行動基準とし、関連する 3 つの規程と共に新規制定し、これらの社内説明会および文書トレーニングを全拠点・全従業員対象に実施し、これら完了の後 7 月に施行しました。

これらの文書は、従業員及び関連するサプライヤーへの周知を継続すると共に、今後のサステナビリティレポートの作成サイクルに合わせて定期的に見直し、維持します。

6-2 行動基準

1) 制定の意図、目的

当社は、お客さまに安心・安全で、社会的・環境的にも優しい商品及びサービスの提供に努め、誠実に事業活動を行い、持続可能な社会の実現に努めます。

この実現には、当社の全ての役員及びパート・派遣社員を含む全社員が、協働して持続可能な社会に向けて取り組むことが不可欠です。

この「上六印刷株式会社 行動基準」は、従業員及び関連するサプライヤーに求めるもので、遵守すべき最小限の行動基準を明文化したものであり、移住労働者や在宅ワーカーを含むサプライチェーンの労働者の権利の保護とニーズにも対処します。

2) 内容

- 法令遵守、及び国際基準の尊重・支持
- 環境保全
- 腐敗防止
- 品質保証とトレーサビリティの確保
- 人権の尊重
- 情報セキュリティ
- 安全かつ健康的な労働環境
- 協力事業者への要請

6-3 人権尊重規程

1) 制定の意図、目的

当社は、活力があり働く気概と喜びを実感できる職場環境で、一人一人が能力を最大限に発揮出来る、効率的で生き生きとした風通しの良い、次の企業風土を作ります。

- ① 感謝の心・謙虚な姿勢・必死さで仕事に取り組む。
- ② 社内・現場の生の声を積極的に取り入れ、経営に反映する職場環境を整える。
- ③ 努力して得た仕事の成果を正當に評価する仕組みを構築する。
- ④ 共生（皆と一緒）の精神で成果を共有する。

当社が目指す企業風土の醸成のためには、全ての人が生まれながらにして持つ基本的権利である、人権を尊重する責任を果たすことが必要不可欠であります。また人権の尊重は、国内のみならずグローバルのサプライチェーンにおいて、次の規範の遵守が求められています。

- ① 国際人権章典（国連）
- ② 労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言（国際労働機関）
- ③ 国連グローバル・コンパクト 10 原則
- ④ 先住民族の権利に関する国際連合宣言
- ⑤ ビジネスと人権に関する指導原則（国連）

当社は、これらの規範を支持・尊重し、人権尊重の取り組みを全社で推進し、その責務を果たすための指針として本規定を定めます。

2) 内容

- 違反報告と是正処置
- 労働組合を結成する自由
- 差別の禁止
- 先住民の権利の尊重
- 虐待・ハラスメントの禁止
- 移住労働者
- 強制労働・人身売買の禁止
- サプライチェーン・マネージメント
- 児童労働の禁止
- 社会貢献活動と啓発
- 労働法令の遵守
- 成果のモニタリングと報告

6-4 不正・腐敗防止規程

1) 制定の意図、目的

当社は、ビジネスパートナーとの取引において、公正・公明・公平であることを旨とします。

- ① 公正とは、定められた方針や手順に従ってビジネスを行うこと。
- ② 公明とは、恣意的な行動をしないこと。
- ③ 公平とは、ビジネスパートナーに対して機会均等に接すること。

当社社員が、こうした姿勢でお取引様に接するからこそ、優れたビジネスパートナーは当社の真のパートナーになっていただけます。

2) 内容

- 違反報告と是正処置
- 贈収賄・汚職等の禁止
- 公正さを欠く贈答接待の禁止
- 不正な取引の禁止
- 知的財産・機密情報・個人情報の保護
- 反社会的勢力による被害の防止
- モニタリングと報告

6-5 セキュリティ管理規程

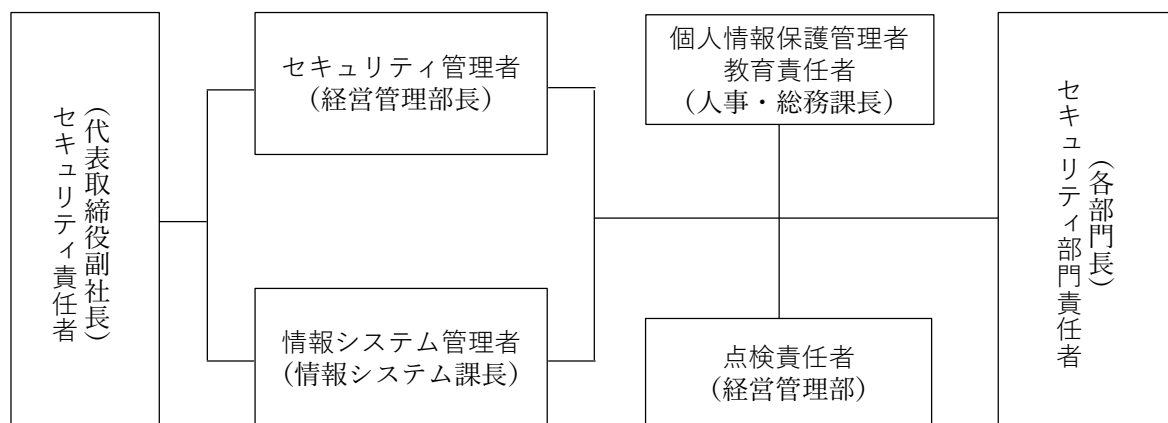
1) 制定の意図、目的

当社のセキュリティ対策を推進する組織は、経営管理部を主管とし以下の構成とします。本組織はセキュリティ対策状況の把握、セキュリティ対策に関する指針の策定・見直し、セキュリティ対策に関する情報の共有を行います。

2) 内容

- 人的対策
- 情報の管理
- アクセス制御及び認証
- 物理的対策
- IT 機器の利用
- IT 基盤運用管理
- システム開発および保守
- 委託管理
- セキュリティインシデント対応及び事業継続管理
- テレワークにおける対策
- 第3者におけるセキュリティ管理
- 内部告発

3) セキュリティ対策推進組織・体制図



6-6 マテリアリティ「倫理・コンプライアンス」への取り組みのまとめ

「上六印刷株式会社 行動基準」をはじめ、関係する規程として「人権尊重規程」「不正・腐敗防止規程」「セキュリティ管理規程」を制定する事で、いままで当たり前であった事がルールブックとして明確になりました。今後はこの方針を遵守し、定期的な社内教育の実施により、コンプライアンスを維持していきます。

P.4 で特定されたマテリアリティ

行動基準と関連する3つの規程

- 昨年策定した4つの基本ルールを、ISOにて規定として導入している教育訓練「集合教育」に倣って、毎年7月を目途に全社的な教育を実施し、内容の浸透を図る。
- また各規程の内容見直しを図る（まずはセキュリティ管理規程から）。

7. GRI Standards 対照表

利用に関する声明	上六印刷株式会社は、GRI スタンダードを参照し、2024 年 2 月 1 日から 2025 年 1 月 31 日までの期間について、本 GRI 内容案索引に記載した情報を報告します。
利用した GRI 1	GRI 1：基礎 2021

GRI 2：一般開示事項 2021		要求事項	サステナビリティレポート 2024 での該当箇所	
1. 組織と報告実務				
2-1	組織の詳細	a. 正式名称を報告する b. 組織の所有形態と法人格を報告する c. 本社の所在地を報告する d. 事業を展開している国を報告する	a～d: 1-1 対象組織	p.1
2-2	組織のサステナビリティ報告の対象となる事業体	a. サステナビリティ報告の対象となる事業体をすべて一覧表示する b. 組織に監査済みの連結財務諸表や公的機関に提出した財務情報があるときは、財務報告の対象となる事業体のリストとサステナビリティ報告の対象となる事業体のリストとの相違点を明記する c. 組織が複数の事業体から成るときは、情報をまとめるために用いた手法について、以下の点を含め説明する i. 当該手法において、少数株主持分に係る情報の調整を行っているか ii. 当該手法において、事業体の全部もしくは一部の合併、買収、処分についてどのように考慮しているか iii. 本スタンダードに記載されている開示事項とマテリアルな項目の開示で、手法が異なるか、また異なる場合はその相違	a: 1-1 対象組織 b～c: —	p.1
2-3	報告期間、報告頻度、連絡先	a. サステナビリティ報告の報告期間と報告頻度を記載する b. 財務報告の報告期間を明示し、サステナビリティ報告の期間と一致しない際はその理由を説明する c. 報告書または報告される情報の公開日を記載する d. 報告書または報告される情報に関する問い合わせ窓口を明記する	a: 1-2 対象期間 b: — c: 1-3 発行期間 d: 1-5 お問合せ先	p.1 — p.1 p.1
2-4	情報の修正・訂正記述	a. 過去の報告期間で提示した情報の修正・訂正記述について報告し、次のことを説明する i. 修正・訂正記述の理由 ii. 修正・訂正記述の影響	a: —	—
2-5	外部保証	a. 外部保証を得るための組織の方針と実務慣行を記載する。これには、最高ガバナンス機関および 上級経営幹部の関与の有無とその内容も含める b. 組織のサステナビリティ報告が外部保証を受けているときには、 i. 外部保証報告書や独立保証証明書へのリンクや参照先を記載する ii. 外部保証により保証される事項とその根拠を記載する。これには保証基準、保証レベル、保証プロセスに存在する制約事項を含める iii. 組織と保証提供者の関係を記載する	a: 2-4 第三者認証および情報開示 b: —	p.6 —
2. 活動と労働者				
2-6	活動、バリューチェーン、その他の取引関係	a. 事業を展開するセクターを報告する b. 自らのバリューチェーンを、次の事項を含めて記載する i. 組織の活動、製品、サービスおよび事業を展開する市場 ii. 組織のサプライチェーン iii. 組織の下流に位置する事業体とその活動 c. その他の関連する取引関係を報告する d. 前報告期間からの 2-6-a、2-6-b、2-6-c の重大な変化を記載する	a: 1-1 対象組織 b～c: 2-2 マテリアリティ d: —	p.1 p.5 —
2-7	従業員	a. 従業員の総数と性別・地域別の内訳を報告する b. 以下の総数を報告する i. 終身雇用の従業員、およびその性別・地域別の内訳 ii. 有期雇用の従業員、およびその性別・地域別の内訳 iii. 労働時間無保証の従業員、およびその性別・地域別の内訳 iv. フルタイム従業員、およびその性別・地域別の内訳 v. パートタイム従業員、およびその性別・地域別の内訳 c. データの編集に使用した方法と前提条件を記載する（報告された数値が次のいずれに該当するかを含む） i. 実数、フルタイム当量（FTE）、あるいは別の方法 ii. 報告期間 終了時点の数値、あるいは報告期間中の平均値、または別の方法 d. 2-7-a および 2-7-b で報告されたデータを理解するために必要な背景情報を報告する e. 報告期間中および他の報告期間からの従業員数の重要な変動を記載する	a～e: —	—
2-8	従業員以外の労働者	a. 従業員以外の労働者で、当該組織によって業務が管理されている者の総数を報告し、次の事項を記載する i. 最も多い労働者の種類と組織との契約関係 ii. その労働者が従事する業務の種類 b. データ集計に使用した方法と前提条件を記載する。従業員以外の労働者数が報告されているかどうか記載する i. 実数、フルタイム当量（FTE）、または別の方法 ii. 報告期間 終了時点の数値、あるいは報告期間中の平均値、または別の方法 c. 報告期間中および他の報告期間からの、従業員以外の労働者数の重大な変動を記載する	a～c: —	—
3. ガバナンス				
2-9	ガバナンス構造と構成	a. 最高ガバナンス機関の委員会を含む、ガバナンス構造を説明する b. 経済、環境、人々に与える組織のインパクトのマネジメントに関する意思決定およびその監督に責任を負う最高ガバナンス機関の委員会を一覧表示する c. 最高ガバナンス機関およびその委員会の構成について、以下の項目別に記載する i. 業務執行取締役および非業務執行取締役の構成 ii. 独立性 iii. ガバナンス機関のメンバーの任期 iv. メンバーが担う他の重要な役職およびコミットメントの数、ならびにコミットメントの性質 v. 性別 vi. 発言権が低いグループ vii. 組織のインパクトと関連する能力・力量（コンピテンシー） viii. ステークホルダーの代表	a～b: 2-3 サステナビリティ推進体制 c: —	p.5 —

GRI 2：一般開示事項 2021		要求事項	サステナビリティレポート 2024 での該当箇所	
2-10	最高ガバナンス機関における指名と選出	a. 最高ガバナンス機関およびその委員会のメンバーを指名・選出するプロセスを記載する b. 最高ガバナンス機関のメンバーの指名・選出に使用される基準を記載する（以下が考慮されるかどうか、どのように考慮されるかを含む） i. ステークホルダー（株主を含む）の意見 ii. 多様性 iii. 独立性 iv. 組織のインパクトに関連する能力・力量（コンピテンシー）	a～b: ー	ー
2-11	最高ガバナンス機関の議長	a. 最高ガバナンス機関の議長が組織の上級経営幹部を兼ねているかどうかを報告する b. 議長が上級経営幹部を兼任している場合は、組織の経営における機能と、そのような人事の理由、および利益相反防止とそのリスクを軽減する方法について説明する	a: 2-3 サステナビリティ推進体制 b: ー	p.5 ー
2-12	インパクトのマネジメントの監督における最高ガバナンス機関の役割	a. 持続可能な発展に関わる組織のバーパス、価値観もしくはミッション・ステートメント、戦略、方針、目標の策定、承認、更新に際して、最高ガバナンス機関と上級経営幹部が果たす役割を記載する b. 経済、環境、人々に与えるインパクトを特定し、マネジメントするために組織が行うデュー・ディリジェンスやその他のプロセスの監督における最高ガバナンス機関の役割について、以下の点を含め記載する i. これらのプロセスを支援するため、最高ガバナンス機関はステークホルダーとエンゲージメントを行っているか、またどのように行っているか ii. 最高ガバナンス機関は、これらのプロセスの成果をどのように考慮しているか c. 2-12-b に記載されているプロセスの有効性のレビューにおいて、最高ガバナンス機関が果たす役割について説明し、レビューを行う頻度を報告する	a～c: 2-3 サステナビリティ推進体制	p.5
2-13	インパクトのマネジメントに関する責任の移譲	a. 経済、環境、人々に組織が与えるインパクトを、マネジメントする責任を、最高ガバナンス機関がどのように移譲しているかについて、以下の点を含め記載する i. インパクトのマネジメントにおける責任者として上級経営幹部を任命しているか ii. インパクトのマネジメントに関する責任をその他の従業員に移譲しているか b. 経済、環境、人々に組織が与えるインパクトのマネジメントについて、上級経営幹部またはその他の従業員が最高ガバナンス機関に報告するプロセスと頻度を記載する	a～b: 2-3 サステナビリティ推進体制	p.5
2-14	サステナビリティ報告における最高ガバナンス機関の役割	a. マテリアルな項目を含む報告内容の情報をレビューし承認する上で最高ガバナンス機関が責任を負っているかどうかを報告し、責任を負っているなら、当該情報のレビューおよび承認のプロセスについて説明する b. 最高ガバナンス機関が、マテリアルな項目を含む報告内容の情報をレビューし承認する責任を負っていないなら、その理由を説明する	a: 2-3 サステナビリティ推進体制 b: ー	p.5
2-15	利益相反	a. 利益相反の防止および軽減のために最高ガバナンス機関が行っているプロセスについて説明する b. 利益相反について、少なくとも以下に関するものを含め、ステークホルダーに開示しているかどうかを報告する i. 取締役会メンバーへの相互就任 ii. サプライヤー およびその他のステークホルダーとの株式の持ち合い iii. 支配株主の存在 iv. 関連当事者、関連当事者間の関係、取引、および未納残高	a: 6-1 法令遵守・企業の社会的責任の方針 b: ー	p.34 ー
2-16	重大な懸念事項の伝達	a. 最高ガバナンス機関に重大な懸念事項が伝達されているか、またどのように伝達されているかを説明する b. 報告期間中に最高ガバナンス機関に伝達された重大な懸念事項の総数および性質を報告する	a: 2-3 サステナビリティ推進体制 b: ー	p.5 ー
2-17	最高ガバナンス機関の集会的知見	a. 持続可能な発展に関する最高ガバナンス機関の集会的知見、スキル、ならびに経験を向上させるために実施した施策について報告する	a: サステナビリティ方針	p.2
2-18	最高ガバナンス機関のパフォーマンス評価	a. 経済、環境、人々に組織が与えるインパクトのマネジメントを監督する最高ガバナンス機関のパフォーマンスを評価するためのプロセスについて説明する b. 当該評価の独立性が確保されているか、また評価の頻度について報告する c. 最高ガバナンス機関の構成や組織の実務慣行における変化など、当該評価を受けて実施された施策について説明する	a～b: 2-3 サステナビリティ推進体制 c: ー	p.5 ー
2-19	報酬方針	a. 最高ガバナンス機関のメンバーおよび上級経営幹部に対する報酬方針について、以下の点を含め説明する i. 固定報酬と変動報酬 ii. 契約金または採用時インセンティブの支払い iii. 契約終了手当 iv. クローバック v. 退職給付 b. 最高ガバナンス機関のメンバーと上級経営幹部に対する報酬方針が、経済、環境、人々に組織が与えるインパクトのマネジメントに関する目標やパフォーマンスとどのように関連しているかについて説明する	a～b: ー	ー
2-20	報酬の決定プロセス	a. 報酬方針の策定および報酬の決定プロセスについて、以下を含め説明する i. 独立した最高ガバナンス機関のメンバーまたは独立した報酬委員会が報酬の決定プロセスを監督しているか ii. 報酬に関して、ステークホルダー（株主を含む）の意見をどのように求め、考慮しているか iii. 報酬コンサルタントが報酬の決定に関与しているか。関与しているなら、報酬コンサルタントは当該組織、その最高ガバナンス機関および上級経営幹部から独立しているか b. 報酬に関する方針や提案に対するステークホルダー（株主を含む）の投票結果を報告する（該当する場合）	a～b: ー	ー
2-21	年間報酬総額の比率	a. 組織の最高額の報酬受給者の年間報酬総額と、全従業員（最高額の報酬受給者を除く）の年間報酬総額の中央値を比べた比率を報告する b. 組織の最高額の報酬受給者の年間報酬総額の増加率と、全従業員（最高額の報酬受給者を除く）の年間報酬総額の中央値の増加率を比べた比率を報告する c. データおよびその集計方法について理解するために必要な背景情報を報告する	a～c: ー	ー
4. 戦略、方針、実務慣行				
2-22	持続可能な発展に向けた戦略に関する声明	a. 組織と持続可能な発展の関連性、および持続可能な発展に寄与するための組織の戦略に関する最高ガバナンス機関または最上位の上級経営幹部の声明について報告する	a: 2-1 サステナビリティ方針	p.2
2-23	方針声明	a. 責任ある企業行動のための方針声明について、以下の点を含め記載する i. 声明で参照した国際機関による発行文書 ii. 声明でデュー・ディリジェンスの実施を規定しているか	a～b: 2-1 サステナビリティ方針 c: ー	p.2 ー p.2

GRI 2：一般開示事項 2021		要求事項	サステナビリティレポート 2024 での該当箇所	
		iii. 声明で予防原則の適用を規定しているか iv. 声明で人権の尊重を規定しているか b. 人権尊重に特化した方針声明について、以下の点を含め記載する i. 声明が対象とした国際的に認められた人権 ii. 危険にさらされているグループや社会的弱者など、声明の中で組織が特別な注意を払っているステークホルダーのカテゴリー c. 方針声明が公開されているならリンクを記載し、公開されていないときはその理由を説明する d. 各方針声明が組織内のどの経営層で承認されているかについて、それが最上位の経営層かどうかを含め報告する e. 方針声明が、組織の活動および取引関係にどの程度適用されているかを報告する f. 方針声明について、労働者、ビジネスパートナーおよびその他の関連当事者にどのように伝えられているかを説明する	d: 2-1 サステナビリティ方針 e~f: 4-6 研修・教育、 5-1 サプライヤー評価、 6-1 法令遵守・企業の社会的責任の方針	p.26 p.31 p.34
2-24	方針声明の実践	a. 責任ある企業行動のための各方針声明を組織の活動および取引関係全体でどのように実践しているかについて、以下の点を含め説明する i. 組織内のさまざまな階層にわたり、声明を実行する責任がどのように割り当てられているか ii. 組織の戦略、事業方針、業務手順に声明がどのように組み込まれているか iii. 取引関係にある事業体とともに、またそれらを通じて、声明をどのように実行しているか iv. 声明の実行に関して行っている研修	a: 2-1 サステナビリティ方針、 5-1 サプライヤー評価、 6-1 法令遵守・企業の社会的責任の方針	p.2 p.31 p.34
2-25	マイナスのインパクトの是正プロセス	a. 自らが引き起こした、あるいは助長したと当該組織が認識するマイナスのインパクトを是正、あるいは是正に協力するコミットメントについて説明する b. 組織が構築、あるいは参加している苦情処理メカニズムなど、苦情を特定して、対処するための手法について説明する c. 自らが引き起こした、あるいは助長したと当該組織が認識するマイナスのインパクトを是正、あるいは是正に協力するその他のプロセスについて説明する d. 苦情処理メカニズムの想定利用者であるステークホルダーが、苦情処理メカニズムの設計、レビュー、運用および改善にどのように関わっているかを説明する e. 苦情処理メカニズムやその他の是正プロセスの有効性をどのように追跡しているかを説明する。また、ステークホルダーからのフィードバックを含め、その有効性を示す事例を報告する	a~e: 2-1 サステナビリティ方針、 4-6 研修・教育、 5-1 サプライヤー評価、 6-1 法令遵守・企業の社会的責任の方針	p.2 p.26 p.31 p.34
2-26	助言を求める制度および懸念を提起する制度	a. 個人が以下を行うための制度を記載する i. 責任ある企業行動のための組織の方針および慣行の実施に関する助言を求める ii. 組織の企業行動に関する懸念を提起する	a: 4-6 研修・教育、 6-1 法令遵守・企業の社会的責任の方針	p.26 p.34
2-27	法規制遵守	a. 報告期間中に発生した重大な法規制違反の総件数を報告する。かつ総件数については以下の内訳を報告する i. 罰金・課徴金が発生した事案 ii. 金銭的制裁以外の制裁措置が発生した事案 b. 報告期間中の法規制違反に対して科された罰金・課徴金の総件数および総額を報告する。かつ総件数については以下の内訳を報告する i. 当該報告期間に発生した法規制違反に対する罰金・課徴金 ii. 過去の報告期間に発生した法規制違反に対する罰金・課徴金 c. 重大な違反事例を記載する d. 重大な違反に該当することを、どのように確定したかを記載する	a~d: —	—
2-28	会員資格を持つ団体	a. 業界団体、その他の会員制団体、国内外の提言機関のうち、当該組織が重要な役割を担うものを報告する	a: 2-2 マテリアリティ、 2-4 第三者認証および情報開示	p.3 p.6
5. ステークホルダー・エンゲージメント				
2-29	ステークホルダー・エンゲージメントへのアプローチ	a. ステークホルダーとのエンゲージメントへのアプローチを、以下の事項を含めて記載する i. エンゲージメントを行うステークホルダーのカテゴリー、およびその特定方法 ii. ステークホルダー・エンゲージメントの目的 iii. ステークホルダーとの意味のあるエンゲージメントを確かなものとするためにどのように取り組んでいるか	a: 2-2 マテリアリティ、 2-4 第三者認証および情報開示、 3-3 事業活動における環境影響、 3-4 GHG (CO ₂) 排出量削減の取り組み、 3-5 環境対応開発、 3-6 廃棄物への取り組み、 3-7 水セキュリティ、 4-7 地域コミュニティ、 5-1 サプライヤー評価、 5-2 サプライヤーとのコミュニケーション、 6-1 法令遵守・企業の社会的責任の方針	p.3 p.6 p.11 p.13 p.15 p.18 p.19 p.30 p.31 p.33 p.34
2-30	労働協約	a. 労働協約の対象となる全従業員の割合を報告する b. 労働協約の対象ではない従業員について、その労働条件および雇用条件を設定するにあたり、組織の他の従業員を対象とする労働協約に基づいているか、あるいは他の組織の労働協約に基づいているかを報告する	a~b: —	—

GRI 3：マテリアルな項目 2021		要求事項	サステナビリティレポート 2024 での該当箇所	
マテリアルな項目の開示事項				
3-1	マテリアルな項目の決定プロセス	a. マテリアルな項目の決定プロセスについて、以下の項目を含め、記載する i. 組織の活動および取引関係全般において、経済、環境、ならびに人権を含む人々に与える顕在的・潜在的、およびプラス・マイナスのインパクトをどのように特定したか ii. 報告するにあたり、著しさに基づきどのようにインパクトの優先順位付けを行ったか b. マテリアルな項目を決定するプロセスで意見を求めたステークホルダーや専門家を明記する	a～b: 2-2 マテリアリティ	p.3
3-2	マテリアルな項目のリスト	a. 組織のマテリアルな項目を一覧表示する b. マテリアルな項目のリストについて前報告期間からの変更点を報告する	a: 2-2 マテリアリティ b: —	p.3 —
3-3	マテリアルな項目のマネジメント	a. 経済、環境、ならびに人権を含む人々に与える顕在化した、あるいは潜在的なプラス・マイナスのインパクトを記載する b. 組織が自らの活動を通じて、あるいは取引関係の結果としてマイナスのインパクトに関係しているかどうかを報告し、その活動または取引関係を記載する	a～f: 2-2 マテリアリティ	p.3

GRI 3：マテリアルな項目 2021		要求事項	サステナビリティレポート 2024 での該当箇所	
		c. マテリアルな項目に関する組織の方針またはコミットメントを記載する d. 当該項目および関連するインパクトのマネジメントを行うために講じた措置を、次の事項を含めて記載する i. 潜在的なマイナスのインパクトを防止あるいは軽減するための措置 ii. 顕在化したマイナスのインパクトに対処するための措置、それらのインパクトの是正措置の提供、または是正に協力する措置を含む iii. 顕在化した、あるいは潜在的なプラスのインパクトのマネジメントを行うための措置 e. 講じた措置の有効性の追跡について、次の情報を報告する i. 措置の有効性を追跡するプロセス ii. 進捗状況の評価するための目標、ターゲット、および指標 iii. 目標およびターゲットの進捗状況を含む、措置の有効性 iv. 得た教訓、ならびにそれらの教訓をどのように組織の事業方針および手順に組み込んだか f. 講じた措置の決定 (3-3-d) または措置の有効性の評価 (3-3-e) で、ステークホルダーとのエンゲージメントがどのように反映されたかを記載する		

200：経済		要求事項	サステナビリティレポート 2024 での該当箇所	
GRI 201：経済パフォーマンス 2016				
201-1	創出、分配した直接的経済価値	a. 創出、分配した直接的経済価値（発生主義ベースによる）。これには、組織のグローバルにおける事業について、次に一覧表示する基本要素を含める。データを現金主義で表示する場合は、その判断理由を次の基本要素に加えて報告する i. 創出した直接的経済価値：収益 ii. 分配した経済価値：事業コスト、従業員給与と諸手当、資本提供者への支払い、政府への支払い（国別）、コミュニティ投資 iii. 留保している経済価値：「創出した直接的経済価値」から「分配した経済価値」を引いたもの b. 影響が著しいものについて、創出・分配経済価値を国、地域、市場レベルに分けて報告する。また「著しい」と判断する基準も報告する	a～b: —	—
201-2	気候変動による財務上の影響、その他のリスクと機会	a. 気候変動に起因してもたらされるリスクや機会で、事業、収益、費用に実質的な変動が生じる可能性のあるもの。次の事項を含む i. リスクと機会の記述。リスクと機会を物理的、規制関連、その他に分類 ii. リスクと機会に関連するインパクトの記述 iii. 措置を行う前から想定されるリスクと機会の財務上の影響 iv. リスクと機会をマネジメントするために用いた手法 v. リスクと機会をマネジメントするために行った措置のコスト	a: 2-1 サステナビリティ方針、 3-1 環境基本理念・環境方針、 3-2 環境マネジメントシステム、 3-3 事業活動における環境影響、 3-4 GHG（CO ₂ ）排出量削減の取り組み	p.2 p.9 p.10 p.11 p.13
201-3	確定給付型年金制度の負担、その他の退職金制度	a. 組織の一般財源で当該制度の債務をまかなっている場合、その債務の推定額 b. 年金制度の債務を支払うために別の基金を持っている場合、次の事項 i. 年金制度の債務額のうち別途積み立て資産でカバーされる割合の推定値 ii. 当該推定値の計算基礎 iii. 推定値の計算時期 c. 年金制度の債務を支払うために設けられた基金が不足している場合、雇用者が完全補償実現に向けて実施している戦略があればそれを説明する。また雇用者が完全補償実現の目標時期を設定している場合は、それについて説明する d. 従業員、雇用者による拠出額が給与に占める割合 e. 退職金積立制度への参加レベル（義務的参加か任意制度か、地域的制度か国の制度か、経済的インパクトがあるものか、など）	a～e: —	—
201-4	政府から受けた資金援助	a. 組織が報告期間中に各国政府から受け取った資金援助の総額。次の事項を含む i. 減税および税額控除 ii. 補助金 iii. 投資奨励金、研究開発助成金、その他関連助成金 iv. 賞金 v. 特許権等使用料免除期間 vi. 輸出信用機関（ECA）からの資金援助 vii. 金銭的インセンティブ viii. その他、政府から受け取った、または受け取る予定の財務利益 b. 201-4-a の情報の国別内訳 c. 組織の株式保有構成における政府出資の有無、出資割合	a～c: —	—
GRI 202：地域経済でのプレゼンス（存在感） 2016				
202-1	地域最低賃金に対する標準新人給与の比率（男女別）	a. 従業員の相当部分が最低賃金を条件に報酬を受けている場合、その最低賃金に対する重要事業拠点の新人社員給与との比率（男女別）を報告する b. 組織の活動に携わるその他の労働者（従業員を除く）の相当部分が最低賃金を条件に報酬を受けている場合、最低賃金を上回る賃金が支払われていることを確認するためにどのような措置を取っているかを記述する c. 重要事業拠点を置く地域に地域最低賃金が存在するか否か、それが変動するものか否か（男女別）。参照すべき最低賃金が複数ある場合は、どの最低賃金を使用したかを報告する d. 「重要事業拠点」の定義	a～d: —	—
202-2	地域コミュニティから採用した上級管理職の割合	a. 重要事業拠点で地域コミュニティから採用した上級管理職の割合 b. 「上級管理職」の定義 c. 組織の「地域・地元」の地理的定義 d. 「重要事業拠点」の定義	a～d: —	—
GRI 203：間接的な経済インパクト 2016				
203-1	インフラ投資および支援サービス	a. 重要なインフラ投資や支援サービスを展開した範囲 b. コミュニティや地域経済に与えているインパクト、または与えると思われるインパクト。プラスとマイナス双方を含む（該当する場合） c. 当該投資・サービスが商業目的のものか、現物支給するものか、無償で実施するものかを報告する	a: — b: 3-7 水セキュリティ、 4-7 地域コミュニティ c: —	— p.19 p.28 —
203-2	著しい間接的な経済的インパクト	a. 組織が与える著しい間接的な経済的インパクト（プラスおよびマイナス）と特定された事例 b. 外部のベンチマークおよびステークホルダーの優先事項（国内および国際的な基準、協定、政策課題など）を考慮した場合の間接的な経済的インパクトの「著しさ」	a: 2-2 マテリアリティ b: —	p.3 —
GRI 204：調達慣行 2016				
204-1	地元のサプライヤー	a. 重要事業拠点で使用する調達予算のうち、当該事業所の地元にあるサプライヤーへ	a: —	—

200：経済		要求事項	サステナビリティレポート 2024 での該当箇所	
	一への支出の割合	の支出割合（地元で調達した商品やサービスの割合など）。 b. 組織の「地域・地元」の地理的定義 c. 「重要事業拠点」の定義	b: 3-7 水セキュリティ、 4-7 地域コミュニティ c: ー	p.19 p.28 ー
GRI 205：腐敗防止 2016				
205-1	腐敗に関するリスク評価を行っている事業所	a. 腐敗に関するリスク評価の対象とした事業所の総数と割合 b. リスク評価により特定した腐敗関連の著しいリスク	a: ー b: 2-1 サステナビリティ方針、 2-2 マテリアリティ、 6-1 法令遵守・企業の社会的責任の方針	ー p.2 p.3 p.34
205-2	腐敗防止の方針や手順に関するコミュニケーションと研修	a. ガバナンス機関メンバーのうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順の伝達対象となった者の総数と割合（地域別に） b. 従業員のうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順の伝達対象となった者の総数と割合（従業員区分別、地域別に） c. ビジネスパートナーのうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順について伝達対象となった者の総数と割合（ビジネスパートナー種類別、地域別に）。腐敗防止に関する組織の方針や手順が、その他の個人または組織に伝達されているかどうかを記述する d. ガバナンス機関メンバーのうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合（地域別に） e. 従業員のうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合（従業員区分別、地域別に）	a～b: 4-6 研修・教育、 6-1 法令遵守・企業の社会的責任の方針 c: 5-1 サプライヤー評価 d～e: 4-6 研修・教育	p.26 p.34 p.31 p.26
205-3	確定した腐敗事例と実施した措置	a. 確定した腐敗事例の総数と性質 b. 確定した腐敗事例のうち、腐敗を理由に従業員を解雇または懲戒処分したものの総数 c. 確定した腐敗事例のうち、腐敗関連の契約違反を理由にビジネスパートナーと契約破棄または更新拒否を行ったものの総数 d. 報告期間中に組織または組織の従業員に対して腐敗に関連した訴訟が提起されている場合、その事例と結果	a～d: ー	ー
GRI 206：反競争的行為 2016				
206-1	反競争的行為、反トラスト、独占的慣行により受けた法的措置	a. 組織の関与が明らかとなった反競争的行為、反トラスト法違反、独占禁止法違反により、報告期間中に法的措置を受けた事例（終結しているもの、していないもの）の件数 b. 法的措置が終結したものについては、結果（決定や判決を含む）の主要点	a～b: ー	ー
GRI 207：税務 2019				
207-1	税務へのアプローチ	a. 税務へのアプローチについての説明。次の事項を含む i. 組織に税務戦略があるかないか。ある場合、公開していれば、その戦略へのリンク ii. 組織内で税務戦略を正式にレビューおよび承認するガバナンス機関または業務執行取締役レベルの地位にある者、およびレビューの頻度 iii. 法令遵守へのアプローチ iv. 税務へのアプローチが組織のビジネス戦略および持続可能な発展戦略にどのように結び付いているか	a: ー	ー
207-2	ガバナンス、管理、およびリスクマネジメント	a. 税務ガバナンスおよび管理フレームワークの説明。次の事項を含む i. 組織内で税務戦略の遵守に責任を負うガバナンス機関、または業務執行取締役レベルの地位にある者 ii. 税務へのアプローチがどのように組織に組み込まれているか iii. リスクを特定、管理、監視する方法を含む、税務リスクへのアプローチ iv. 税務ガバナンスおよび管理フレームワークの遵守状況をどのように評価しているか b. 税務に関連する組織の企業行動や誠実性に関する懸念を提起するためのメカニズムの説明 c. 税務に関する情報開示を保証するプロセスの説明。該当する場合、外部保証の報告書へのリンクまたは参照先	a～c: ー	ー
207-3	税務に関連するステークホルダー・エンゲージメントおよび懸念への対処	a. 税務に関連するステークホルダー・エンゲージメントおよびステークホルダーの懸念に対処するためのアプローチの説明。次の事項を含む i. 税務当局とのエンゲージメントに対するアプローチ ii. 税務政策（税制）に関する提言活動へのアプローチ iii. ステークホルダー（外部のステークホルダーを含む）の意見や懸念事項を収集・検討するためのプロセス	a: ー	ー
207-4	国別の報告	a. 組織の監査済み連結財務諸表に含まれる、または公式に提出される財務情報に記載されている事業体が、税務上所在するすべての税務管轄区域 b. 開示事項 207-4-a で報告した税務管轄区域のそれぞれについて i. 所在する事業体の名称 ii. 組織の主たる活動 iii. 従業員数、およびこの数字の算定基準 iv. 外部売上による収益 v. 他の税務管轄区域とのグループ内取引による収益 vi. 税引前損益 vii. 現金または現金同等物を除く有形資産 viii. 実際に支払った法人所得税 ix. 損益に基づいて発生する法人所得税 x. 税引前損益に法定税率が適用される場合に、損益に基づき発生する法人所得税と実際の納税額に差がある理由 c. 開示事項 207-4 で報告する情報の対象期間	a～c: ー	ー

300：環境		要求事項	サステナビリティレポート 2024 での該当箇所	
GRI 301：原材料 2016				
301-1	使用原材料の重量または体積	a. 組織が報告期間中に主要製品やサービスの生産、梱包に使用した原材料の重量または体積の総計。次の分類による i. 使用した再生可能でない原材料 ii. 使用した再生可能原材料	a: ー	ー
301-2	使用したリサイクル材料	a. 組織の主要製品やサービスの生産に使用したリサイクル材料の割合	a: 3-5 環境対応開発 6) 環境配慮型用紙調達の状況	p.18
301-3	再生利用された製品と梱包材	a. 再生利用された製品と梱包材の割合（製品区分別に） b. 本開示事項のデータ収集方法	a～b: 3-6 廃棄物への取り組み	p.18
GRI 302：エネルギー 2016				

300：環境		要求事項	サステナビリティレポート 2024 での該当箇所	
302-1	組織内のエネルギー消費量	a. 組織内における再生可能でないエネルギー源に由来する総燃料消費量（ジュールまたはその倍数単位（メガ、ギガなど）による）。使用した燃料の種類も記載する b. 組織内における再生可能エネルギー源に由来する総燃料消費量（ジュールまたはその倍数単位（メガ、ギガなど）による）。使用した燃料の種類も記載する c. 次の総量（ジュール、ワット時、またはその倍数単位による） i. 電力消費量 ii. 暖房消費量 iii. 冷房消費量 iv. 蒸気消費量 d. 次の総量（ジュール、ワット時、またはその倍数単位による） i. 販売した電力 ii. 販売した暖房 iii. 販売した冷房 iv. 販売した蒸気 e. 組織内のエネルギー総消費量（ジュールまたはその倍数単位による） f. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール g. 使用した変換係数の情報源	a～g: —	—
302-2	組織外のエネルギー消費量	a. 組織外のエネルギー総消費量（ジュールまたはその倍数単位による） b. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール c. 使用した変換係数の情報源	a～c: —	—
302-3	エネルギー原単位	a. 組織のエネルギー原単位 b. 原単位計算のため組織が分母として選択した指標 c. 原単位に含まれるエネルギーの種類（燃料、電力、暖房、冷房、蒸気、またはこのすべて） d. 原単位計算に使用したのは、組織内のエネルギー消費量、組織外のエネルギー消費量、もしくはこの両方か	a～d: —	—
302-4	エネルギー消費量の削減	a. エネルギーの節約および効率化の取り組みによる直接的な結果として削減されたエネルギー消費量（ジュールまたはその倍数単位（メガ、ギガなど）による） b. 削減されたエネルギーの種類（燃料、電力、暖房、冷房、蒸気、またはこのすべて） c. 削減されたエネルギー消費量の計算に使用した基準（基準年、基準値など）と、その基準選定の理論的根拠 d. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール	a～d: —	—
302-5	製品およびサービスのエネルギー必要量の削減	a. 販売する製品およびサービスが必要とするエネルギーの報告期間中におけるエネルギー削減量（ジュールまたはその倍数単位（メガ、ギガなど）による） b. 削減されたエネルギー消費量の計算に使用した基準（基準年、基準値など）と、その基準選定の理論的根拠 c. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール	a～c: —	—
GRI 303：水と排水 2018				
303-1	共有資源としての水との相互作用	a. 取水、消費、排出の方法と場所を含む、組織と水との相互作用の記述、および組織が引き起こしたあるいは助長した、あるいは取引関係によって事業、製品、サービスに直接結びつく水関連のインパクト（例：流出水によるインパクト） b. 評価の範囲、期間、使用したツールや方法を含む、水関連のインパクトを特定するために用いた手法の記述 c. 水関連のインパクトがどのように対処されているかについて、以下を含めた記述、組織が水を共有資源として取り扱うためにどのようにステークホルダーと協力しているか、また、著しい水関連のインパクトのあるサプライヤーや顧客とどのように関わっているか d. 組織の水と廃水に関するマネジメント方法の一部である水関連の目標およびターゲットを設定するプロセス、および水ストレスを伴う各地域の公共政策と地域の状況との関係に対する説明	a～d: 3-7 水セキュリティ	p.19
303-2	排水に関連するインパクトのマネジメント	a. 排出される廃水の品質について設定した最低限の基準と、これらの最低限の基準をどのように決定したかについての記述 i. 排出基準のない地域での施設からの排水基準をどのように決定したか ii. 組織内で作成された水質基準またはガイドライン iii. 考慮した業種特有の基準 iv. 排水を受け入れる水域の特性を考慮したか	a: 3-7 水セキュリティ	p.19
303-3	取水	a. すべての地域からの総取水量（単位:千 kL）、および該当する場合は次の取水源ごとの総取水量の内訳 i. 地表水 ii. 地下水 iii. 海水 iv. 生産随伴水 v. 第三者の水 b. 水ストレスを伴うすべての地域からの総取水量（単位:千 kL）、および該当する場合は、次の取水源ごとの総取水量の内訳 i. 地表水 ii. 地下水 iii. 海水 iv. 生産随伴水 v. 第三者の水、および i から iv に記載された取水源ごとの総取水量の内訳 c. 開示事項 303-3-a および開示事項 303-3-b に記載された各取水源からの、次のカテゴリーごとの総取水量の内訳 i. 淡水（総溶解固形分 ≤ 1,000mg / L） ii. その他の水（総溶解固形分 > 1,000 mg / L） d. 適用した基準、方法論、前提条件など、どのようにデータが編集されたかを理解するのに必要な何らかの文脈上の情報	a～d: 3-7 水セキュリティ	p.19
303-4	排水	a. すべての地域の総排水量（単位:千 kL）、および該当する場合は次の排水先タイプの総排水量内訳	a～e: 3-7 水セキュリティ	p.19

300：環境		要求事項	サステナビリティレポート 2024 での該当箇所	
		i. 地表水 ii. 地下水 iii. 海水 iv. 第三者の水、および該当する場合は、他の組織の使用のために送った合計量 b. すべての地域への総排水量（単位:千 kL）についての次のカテゴリー別内訳 i. 淡水（総溶解固形分 $\leq$ 1,000mg / L） ii. その他の水（総溶解固形分 $>$ 1,000 mg / L） c. 水ストレスを伴うすべての地域への総排水量（単位:千 kL）、および次のカテゴリー別の総排水量内訳 i. 淡水（総溶解固形分 $\leq$ 1,000mg / L） ii. その他の水（総溶解固形分 $>$ 1,000 mg / L） d. 排水処理を行う、優先的に懸念される物質。次を含む i. 優先的に懸念される物質の定義の方法、および利用している国際規格、信頼できるリスト、あるいは規準 ii. 優先的に懸念される物質の排出限度を設定する方法 iii. 排出限度に違反した事案数 e. 適用した基準、方法論、前提条件など、どのようにデータが編集されたかを理解するのに必要な何らかの文脈上の情報		
303-5	水消費	a. すべての地域での総水消費量（単位:千 kL） b. 水ストレスを伴うすべての地域での総水消費量（単位:千 kL） c. 水の保管が水関連の著しいインパクトを及ぼすことが特定された場合の水保管量の変化（単位:千 kL） d. どのようにデータが編集されたかを理解するのに必要な何らかの文脈上の情報、適用した基準、方法論、前提条件など。ここには、情報を計算・推定・モデル化したか、直接的な測定から得たかどうかや、またセクター特有の因子を使用することなど、このために用いた方法を含む	a～d: 3-7 水セキュリティ	p.19
GRI 304：生物多様性 2016				
304-1	保護地域および保護地域ではないが生物多様性価値の高い地域、もしくはそれらの隣接地域に所有、賃借、管理している事業拠点に関する次の情報 i. 所在地 ii. 組織が所有、賃借、管理する可能性のある地表下および地下の土地 iii. 保護地域（保護地域内部、隣接地域、または保護地域の一部を含む地域）または保護地域ではないが生物多様性価値の高い地域との位置関係 iv. 事業形態（事務所、製造・生産、採掘） v. 事業敷地の面積（km ² で表記。適切な場合は他の単位も可） vi. 該当する保護地域および保護地域ではないが生物多様性価値の高い地域の特徴（陸上、淡水域、あるいは海洋）から見た生物多様性の価値 vii. 保護地域登録されたリスト（IUCN 保護地域管理カテゴリー、ラムサール条約、国内法令など）の特徴から見た生物多様性の価値		a: 3-7 水セキュリティ、 4-7 地域コミュニティ	p.19 p.28
304-2	活動、製品、サービスが生物多様性に与える著しいインパクト	a. 生物多様性に直接的、間接的に与える著しいインパクトの性質、次の事項 i. 生産工場、採掘坑、輸送インフラの建設または利用 ii. 汚染（生息地には本来存在しない物質の導入。点源、非点源由来のいずれも） iii. 侵入生物種、害虫、病原菌の導入 iv. 種の減少 v. 生息地の転換 vi. 生態学的プロセスの変化（塩分濃度、地下水位変動など）で、自然増減の範囲を超えるもの b. 直接的、間接的、プラス、マイナスの著しい影響。次の事項を含む i. インパクトを受ける生物種 ii. インパクトを受ける地域の範囲 iii. インパクトを受ける期間 iv. インパクトの可逆性、不可逆性	a～b: 3-7 水セキュリティ、 4-7 地域コミュニティ	p.19 p.28
304-3	生息地の保護・復元	a. すべての保護もしくは復元された生息地の規模と所在地、ならびに外部の独立系専門家が、その復元措置の成功を認定しているか否か b. 組織の監督・実施により保護もしくは復元された場所と異なる生息地がある場合、保護や復元を目的とする第三者機関とのパートナーシップの有無 c. 各生息地の状況（報告期間終了時点における） d. 使用した基準、方法、前提条件	a～b: 3-7 水セキュリティ、 4-7 地域コミュニティ c～d: —	p.19 p.28 —
304-4	事業の影響を受ける地域に生息する IUCN レッドリストならびに国内保全種リスト対象の生物種	a. IUCN レッドリストならびに国内保全種リスト対象の生物種で、組織の事業の影響を受ける地域に生息する種の総数を、次の絶滅危惧レベル別に報告する i. 絶滅危惧 IA 類（CR） ii. 絶滅危惧 IB 類（EN） iii. 絶滅危惧 II 類（VU） iv. 準絶滅危惧（NT） v. 軽度懸念	a: —	—
GRI 305：大気への排出 2016				
305-1	直接的な GHG 排出（スコープ 1）	a. 直接的な GHG 排出量（スコープ 1）の総計（CO ₂ 換算値（t-CO ₂ ）による） b. 計算に用いたガス（CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、HFC、PFC、SF ₆ 、NF ₃ 、またはそのすべて） c. 生物由来の CO ₂ 排出量（CO ₂ 換算値（t-CO ₂ ）による） d. 基準年計算の基準年（該当する場合、次の事項を含む） i. その基準年を選択した理論的根拠 ii. 基準年における排出量 iii. 排出量に著しい変化があったため基準年の排出量を再計算することになった場合は、その経緯 e. 使用した排出係数の情報源、使用した地球温暖化係数（GWP）、GWP 情報源の出典 f. 排出量に関して選択した連結アプローチ（株式持分、財務管理、もしくは経営管理） g. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール	a～d: 3-3 事業活動における環境影響 2) CO ₂ 排出量の実績 e～f: — g: 3-3 事業活動における環境影響 2) CO ₂ 排出量の実績	p.11 — p.11
305-2	間接的な GHG 排出（スコープ 2）	a. ロケーション基準の間接的な GHG 排出量（スコープ 2）の総計（CO ₂ 換算値（t-CO ₂ ）による）	a～d: 3-3 事業活動における環境影響 2) CO ₂ 排出量の実績	p.11

300：環境		要求事項	サステナビリティレポート 2024 での該当箇所	
		b. 該当する場合、マーケット基準の間接的な GHG 排出量（スコープ 2）の総計（CO ₂ 換算値（t-CO ₂ ）による） c. データがある場合、総計計算に用いたガス（CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、HFC、PFC、SF ₆ 、NF ₃ 、またはそのすべて） d. 基準年計算の基準年（該当する場合、次の事項を含む） i. その基準年を選択した理論的根拠 ii. 基準年における排出量 iii. 排出量に著しい変化があったため基準年の排出量を再計算することになった場合は、その経緯 e. 使用した排出係数および地球温暖化係数（GWP）の情報源、GWP 情報源の参照先 f. 排出量に関して選択した連結アプローチ（株式持分、財務管理、もしくは経営管理） g. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール	e～f: — g: 3-3 事業活動における環境影響 2) CO ₂ 排出量の実績	— p.11
305-3	その他の間接的な GHG 排出（スコープ 3）	a. その他の間接的な GHG 排出量（スコープ 3）の総計（CO ₂ 換算値（t-CO ₂ ）による） b. データがある場合、総計計算に用いたガス（CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、HFC、PFC、SF ₆ 、NF ₃ 、またはそのすべて） c. 生物由来の CO ₂ 排出量（CO ₂ 換算値（t-CO ₂ ）による） d. 計算に用いたその他の間接的な GHG 排出量（スコープ 3）の区分と活動 e. 計算の基準年（該当する場合、次の事項を含む） i. その基準年を選択した理論的根拠 ii. 基準年における排出量 iii. 排出量に著しい変化があったため基準年の排出量を再計算することになった場合は、その経緯 f. 使用した排出係数の情報源、使用した地球温暖化係数（GWP）、GWP 情報源の出典 g. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール	a～d: 3-3 事業活動における環境影響 2) CO ₂ 排出量の実績 e～f: — g: 3-3 事業活動における環境影響 2) CO ₂ 排出量の実績	p.11 — p.11
305-4	温室効果ガス（GHG）排出原単位	a. 組織の GHG 排出原単位 b. 原単位計算のため組織が分母として選択した指標 c. 原単位に含まれる GHG 排出の種類。直接的（スコープ 1）、間接的（スコープ 2）、その他の間接的（スコープ 3）のいずれか d. 計算に用いたガス（CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、HFC、PFC、SF ₆ 、NF ₃ 、またはそのすべて）	a～c: — d: 3-3 事業活動における環境影響 2) CO ₂ 排出量の実績	— p.11
305-5	温室効果ガス（GHG）排出量の削減	a. 排出量削減の取り組みによる直接的な結果として削減された GHG 排出量（CO ₂ 換算値（t-CO ₂ ）による） b. 計算に用いたガス（CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、HFC、PFC、SF ₆ 、NF ₃ 、またはそのすべて） c. 基準年または基準値、およびそれを選択した理論的根拠 d. GHG 排出量が削減されたスコープ。直接的（スコープ 1）、間接的（スコープ 2）、その他の間接的（スコープ 3）のいずれか e. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール	a～e: 3-3 事業活動における環境影響 2) CO ₂ 排出量の実績	p.11
305-6	オゾン層破壊物質（ODS）の排出量	a. ODS の生産量、輸入量、輸出量（CFC-11（トリクロロフルオロメタン）換算値による） b. 計算に用いた物質 c. 使用した排出係数の情報源 d. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール	a～d: —	—
305-7	窒素酸化物（NOx）、硫黄酸化物（SOx）、およびその他の重大な大気排出物	a. 次の重大な大気排出物の量（キログラムまたはその倍数単位（トンなど）による） i. NOx ii. SOx iii. 残留性有機汚染物質（POP） iv. 揮発性有機化合物（VOC） v. 有害大気汚染物質（HAP） vi. 粒子状物質（PM） vii. その他、関連規制で定めている標準的大気排出区分 b. 使用した排出係数の情報源 c. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール	a～c: —	—
GRI 306：廃棄物 2020				
306-1	廃棄物の発生と廃棄物関連の著しいインパクト	a. 組織の実際および潜在的な廃棄物関連の著しいインパクトについて、その内容を説明する。 i. これらのインパクトにつながる、またはつながる可能性のあるインプット、活動、およびアウトプット ii. これらのインパクトが、組織自身の活動で発生した廃棄物に関連しているか、またはバリューチェーンの上流または下流で発生した廃棄物に関連しているか	a: 3-6 廃棄物への取り組み	p.18
306-2	廃棄物関連の著しいインパクトの管理	a. 組織自身の活動およびバリューチェーンの上流と下流における廃棄物の発生を防止し、発生した廃棄物からの著しいインパクトを管理するために取られた循環型対策を含む行動 b. 組織が自らの活動で発生した廃棄物が第三者によって管理されている場合、その第三者が契約上または法的な義務に沿って廃棄物を管理しているかどうかを判断するために使用されたプロセスの説明 c. 廃棄物に関連するデータを収集し、監視するために使用されたプロセス	a～c: 3-6 廃棄物への取り組み	p.18
306-3	発生した廃棄物	a. 発生した廃棄物の総重量（トン）と、その総重量の内訳を廃棄物の組成別に示す b. データを理解するために必要な文脈情報と、そのデータがどのように集計されたか	a～b: 3-6 廃棄物への取り組み	p.18
306-4	処分されなかった廃棄物	a. 処分されなかった廃棄物の総重量（トン）と、その総重量の内訳を廃棄物の組成別に示す b. 処分されなかった有害廃棄物の総重量（トン）と、その総重量の内訳を次の回収作業別に示す i. 再利用のための準備 ii. リサイクル	a～e: 3-6 廃棄物への取り組み 3-5 環境対応開発 U ボード	p.18 p.15

300：環境		要求事項	サステナビリティレポート 2024 での該当箇所	
		iii. その他の回収作業 c. 処分されなかった非有害廃棄物の総重量（トン）と、その総重量の内訳を次の回収作業別に示す i. 再利用のための準備 ii. リサイクル iii. その他の回収作業 d. 開示事項 306-4-b および 306-4-c に記載されている各回収作業について、処分されなかった有害廃棄物および非有害廃棄物の総重量（トン）の内訳を示す i. オンサイト ii. オフサイト e. データを理解するために必要な文脈情報と、そのデータがどのように集計されたか		
306-5	処分された廃棄物	a. 処分された廃棄物の総重量（トン）と、その総重量の内訳を廃棄物の組成別に示す b. 処分された有害廃棄物の総重量（トン）と、その総重量の内訳を次の処分作業別に示す i. 焼却（エネルギー回収あり） ii. 焼却（エネルギー回収なし） iii. 埋立て iv. その他の処分 c. 処分された非有害廃棄物の総重量（トン）と、その総重量の次の処分業務別の内訳を次の処分作業別に示す i. 焼却（エネルギー回収あり） ii. 焼却（エネルギー回収なし） iii. 埋立て iv. その他の処分 d. 開示事項 306-5-b および 306-5-c に記載されている各処分作業について、処分された有害廃棄物および非有害廃棄物の総重量（トン）の内訳を示す i. オンサイト ii. オフサイト e. データを理解するために必要な背景情報と、データがどのように集計されたか	a～e: 3-6 廃棄物への取り組み	p.18
GRI 308：サプライヤーの環境面のアセスメント 2016				
308-1	環境基準により選定した新規サプライヤー	a. 環境基準により選定した新規サプライヤーの割合	a: 5-1 サプライヤー評価	p.31
308-2	サプライチェーンにおけるマイナスの環境インパクトと実施した措置	a. 環境インパクト評価の対象としたサプライヤーの数 b. 著しいマイナスの環境インパクト（顕在化しているもの、潜在的なもの）があると特定されたサプライヤーの数 c. サプライチェーンで特定した著しいマイナスの環境インパクト（顕在化しているもの、潜在的なもの） d. 著しいマイナスの環境インパクト（顕在化しているもの、潜在的なもの）があると特定されたサプライヤーのうち、評価の結果、改善の実施に同意したサプライヤーの割合 e. 著しいマイナスの環境インパクト（顕在化しているもの、潜在的なもの）があると特定されたサプライヤーのうち、評価の結果、関係を解消したサプライヤーの割合およびその理由	a～e: 5-1 サプライヤー評価	p.31

400：社会		要求事項	サステナビリティレポート 2024 での該当箇所	
GRI 401：雇用 2016				
401-1	従業員の新規雇用と離職	a. 報告期間中における従業員の新規雇用の総数と比率（年齢層、性別、地域による内訳） b. 報告期間中における従業員の離職の総数と比率（年齢層、性別、地域による内訳）	a～b：－	－
401-2	フルタイム従業員には支給され、有期雇用の従業員やパートタイム従業員には支給されない手当	a. 組織のフルタイム従業員には標準支給されるが、有期雇用の従業員やパートタイム従業員には支給されない手当（重要事業拠点別）。これらの手当には、少なくとも次のものを含める i. 生命保険 ii. 医療 iii. 身体障がいおよび病気補償 iv. 育児休暇 v. 定年退職金 vi. 持ち株制度 vii. その他 b. 「重要事業拠点」の定義	a～b：－	－
401-3	育児休暇	a. 育児休暇を取得する権利を有していた従業員の総数（男女別） b. 育児休暇を取得した従業員の総数（男女別） c. 報告期間中に育児休暇から復職した従業員の総数（男女別） d. 育児休暇から復職した後、12ヶ月経過時点で在籍している従業員の総数（男女別） e. 育児休暇後の従業員の復職率および定着率（男女別）	a～e: 4-1 雇用 従業員の育児休業取得率	p.21
GRI 402：労使関係 2016				
402-1	事業上の変更に 関する最低通知期間	a. 従業員に著しい影響を及ぼす可能性がある事業上の重大な変更を実施する場合、従業員および従業員代表に対して、通常、最低何週間前までに通知を行っているか b. 労働協約のある組織の場合、通知期間や協議・交渉に関する条項が労働協約に明記されているか否か	a～b：－	－
GRI 403：労働安全衛生 2018				
403-1	労働安全衛生マネジメントシステム	a. 労働安全衛生マネジメントシステムが導入されているかどうかの声明 i. 法的要件によりシステムが導入されていることと、その場合は法的要件のリスト ii. リスクマネジメントあるいはマネジメントシステムの公式な標準・手引きに基づいてシステムが導入されていることと、その場合は、標準・手引きのリスト b. 労働安全衛生マネジメントシステムが対象とする労働者、事業活動および職場の範囲の説明。もし対象でないならば、範囲に含まれていない労働者、事業活動、職場についての理由説明	a～b: 4-2 労働安全衛生	p.21
403-2	危険性(ハザード)の 特定、リスク評価、 事故調査	a. 労働関連の危険性（ハザード）を特定し、日常的かつ臨時的にリスクを評価し、危険性(ハザード)を排除しリスクを最小限に抑えるための管理体系を適用するために使用されるプロセスの説明 i. 組織がこれらのプロセスの質を保証する方法(それらを実行する人の能力・力量(コンピテンシー)を含む) ii. これらのプロセスの結果を使用して労働安全衛生マネジメントシステムを評価し、継続的に改善する方法 b. 労働関連の危険性（ハザード）や危険な状況を労働者が報告するプロセスの説明	a～d: 4-2 労働安全衛生、 4-3 作業環境のリスクアセスメント	p.21 p.23

400：社会		要求事項	サステナビリティレポート 2024 での該当箇所	
		および労働者が報復措置からどのように保護されているかの説明 c. 傷害や疾病・体調不良を引き起こす可能性があると思われる労働状況において労働者が自ら回避できるようにする方針とプロセスの説明、労働者が報復措置からどのように保護されているかの説明 d. 労働関連の事故調査のために使用されるプロセスの説明。プロセスとは、危険性（ハザード）を特定し事故に関連するリスクを評価すること、管理体系を使用して是正措置を決定すること、労働安全衛生マネジメントシステムに必要な改善を決定すること、を含む		
403-3	労働衛生サービス	a. 危険性（ハザード）の特定と排除、リスクの最小化に寄与する労働衛生サービスの機能の説明、どのように組織がこれらのサービスの質を保証し、労働者のアクセスを促進するかについての説明	a: 4-2 労働安全衛生、 4-3 作業環境のリスクアセスメント	p.21 p.23
403-4	労働安全衛生における労働者の参加、協議、コミュニケーション	a. 労働安全衛生マネジメントシステムの開発、実施、評価における労働者の参加と協議のプロセスと、労働者が労働安全衛生に関する情報を入手し、関連情報を伝達するためのプロセスに関する説明 b. 制度上の労使合同安全衛生委員会が存在する場合は、その委員会の責任、会議の頻度、意思決定機関に関する説明。また、これらの委員会に代表されていない労働者がいる場合、その理由	a～b: 4-2 労働安全衛生	p.21
403-5	労働安全衛生に関する労働者研修	a. 労働者に提供される労働安全衛生における研修に関する説明。すなわち、一般的な訓練に加えて、特定の労働関連の危険性（ハザード）、危険な活動、または危険な状況に関する研修が想定できる	a: 4-2 労働安全衛生	p.21
403-6	労働者の健康増進	a. 組織は、業務に起因しない場合の医療およびヘルスケア・サービスへの労働者のアクセスをどのように促進するか説明、および提供されるアクセスの範囲の説明 b. 対象となる特定の健康リスクを含む、労働関連でない主要な健康リスクに対処するために労働者に提供される任意の健康増進サービスおよびプログラムの説明、および組織がこれらのサービスやプログラムへの労働者のアクセスをどのように促進するかについての説明	a～b: 4-4 働きやすい職場	p.24
403-7	ビジネス上の関係で直接結びついた労働安全衛生の影響の防止と軽減	a. ビジネス上の関係により、運営、製品またはサービスに直接関連する労働衛生上の重大なマイナスの影響を防止、軽減するための組織のアプローチ、および関連する危険性（ハザード）やリスクの説明	a: 5-1 サプライヤー評価	p.31
403-8	労働安全衛生マネジメントシステムの対象となる労働者	a. 組織は、法的要件または公式の標準・手引きに基づく労働安全衛生システムを導入しているか i. システムの対象となっている、従業員数および、従業員ではないが労働または職場が組織の管理下にある労働者数と割合 ii. 内部監査を受けたシステムの対象となっている、従業員数および、従業員ではないが労働または職場が組織の管理下にある労働者数と割合 iii. 外部監査または認証を受けたシステムの対象となっている、従業員数および、従業員ではないが労働または職場が組織の管理下にある労働者数と割合 b. 本開示事項から除外されている労働者がいる場合には、なぜ、およびどのような労働者が除外されているのかの説明 c. どのようにデータが収集されたかを理解するのに必要な何らかの文脈上の情報、適用した基準、方法論、前提条件など	a～c: 4-2 労働安全衛生	p.21
403-9	労働関連の傷害	a. すべての従業員について i. 労働関連の傷害による死亡者数と割合 ii. 重大結果に繋がる労働関連の傷害者数と割合（死亡者を除く） iii. 記録対象となる労働関連の傷害者数と割合 iv. 労働関連の傷害の主な種類 v. 労働時間 b. 従業員ではないが労働または職場が組織の管理下にある労働者について i. 労働関連の傷害による死亡者数と割合 ii. 重大結果に繋がる労働関連の傷害者数と割合（死亡者を除く） iii. 記録対象となる労働関連の傷害者数と割合 iv. 労働関連の傷害の主な種類 v. 労働時間 c. 重大結果に繋がる傷害のリスクを引き起こす危険性（ハザード）。次を含む i. どのようにこれらの危険性（ハザード）が決定されたのか ii. これらの危険性（ハザード）のどれが、報告期間中、重大結果に繋がる傷害を引き起こしたのか、もしくは助長したのか iii. 管理体系を使用して、これらの危険性（ハザード）を排除し、リスクを最小化するためにとられた、もしくは進行中の措置 d. 管理体系を使用して、その他の労働関連の危険性（ハザード）を排除し、リスクを最小化するためにとられた、もしくは進行中の措置 e. 上記の労働関連の傷害の割合は、労働時間 200,000 時間もしくは 1,000,000 時間あたりに基づき計算された割合かどうか f. 本開示事項から除外されている労働者がいる場合には、なぜ、およびどのような労働者が除外されているのかの説明 g. どのようにデータが収集されたかを理解するのに必要な何らかの文脈上の情報、適用した基準、方法論、前提条件など	a～b: — c～d: 4-2 労働安全衛生 e～g: —	— p.21 —
403-10	労働関連の疾病・体調不良	a. すべての従業員について i. 労働関連の疾病・体調不良による死亡者数 ii. 記録対象となる労働関連の疾病・体調不良の発症数 iii. 労働関連の疾病・体調不良の主な種類 b. 従業員ではないが労働または職場が組織の管理下にある労働者について i. 労働関連の疾病・体調不良による死亡者数 ii. 記録対象となる労働関連の疾病・体調不良の発症数 iii. 労働関連の疾病・体調不良の主な種類 c. 疾病・体調不良のリスクを引き起こす危険性（ハザード）、次を含む i. どのようにこれらの危険性（ハザード）が決定されたのか ii. これらの危険性（ハザード）のどれが、報告期間中、疾病・体調不良を引き起こしたのか、もしくは助長したのか iii. 管理体系を使用して、これらの危険性（ハザード）を排除し、リスクを最小化するためにとられた、もしくは進行中の措置	a～b: — c～d: 4-2 労働安全衛生 e～g: —	— p.21 —

400：社会		要求事項	サステナビリティレポート 2024 での該当箇所	
		d. 本開示事項から除外されている労働者がいる場合には、なぜ、およびどのような労働者が除外されているのかの説明 e. どのようにデータが収集されたかを理解するのに必要な何らかの文脈上の情報、適用した基準、方法論、前提条件など		
GRI 404：研修と教育 2016				
404-1	従業員一人あたりの年間平均研修時間	a. 報告期間中に、組織の従業員が受講した研修の平均時間（次の内訳による） i. 性別 ii. 従業員区分	a: —	—
404-2	従業員スキル向上プログラムおよび移行支援プログラム	a. 従業員のスキル向上のために実施したプログラムの種類、対象と、提供した支援 b. 雇用適性の維持を促進するために提供した移行支援プログラムと、定年退職や雇用終了に伴うキャリア終了マネジメント	a: 4-6 研修・教育 b: —	p.26 —
404-3	業績とキャリア開発に関して定期的なレビューを受けている従業員の割合	a. 報告期間中に、業績とキャリア開発に関して定期的なレビューを受けている従業員の割合（男女別、従業員区分別に）	a: —	—
GRI 405：ダイバーシティと機会均等 2016				
405-1	ガバナンス機関および従業員のダイバーシティ	a. 組織のガバナンス機関に属する個人で、次のダイバーシティ区分に該当する者の割合 i. 性別 ii. 年齢層：30 歳未満、30 歳～50 歳、50 歳超 iii. 該当する場合には、その他のダイバーシティ指標（例えばマイノリティ、社会的弱者など） b. 次のダイバーシティ区分の従業員区分別の従業員の割合 i. 性別 ii. 年齢層：30 歳未満、30 歳～50 歳、50 歳超 iii. 該当する場合には、その他のダイバーシティ指標（例えばマイノリティ、社会的弱者など）	a～b: —	—
405-2	基本給と報酬の男女比	a. 女性の基本給と報酬の、男性の基本給と報酬に対する比率（従業員区分別、重要事業拠点別に） b. 「重要事業拠点」の定義	a～b: —	—
GRI 406：非差別 2016				
406-1	差別事例と実施した是正措置	a. 報告期間中に生じた差別事例の総件数 b. 事例の状況と実施した措置。次の事項を含む i. 組織により確認された事例 ii. 実施中の是正計画 iii. 実施済みの是正計画と、定期的な内部マネジメント・レビュー・プロセスにより確認された結果 iv. 措置が不要となった事例	a: —	—
GRI 407：結社の自由と団体交渉 2016				
407-1	結社の自由や団体交渉の権利がリスクにさらされる可能性のある事業所およびサプライヤー	a. 労働者の結社の自由や団体交渉の権利行使が、侵害されたり著しいリスクにさらされる可能性のある事業所およびサプライヤー。次の事項に関して報告する i. 事業所（製造工場など）およびサプライヤーの種類 ii. リスクが生じると考えられる事業所およびサプライヤーが存在する国または地域 b. 結社の自由や団体交渉の権利行使を支援するため、組織が報告期間中に実施した対策	a～b: —	—
GRI 408：児童労働 2016				
408-1	児童労働事例に関して著しいリスクがある事業所およびサプライヤー	a. 次の事例に関して著しいリスクがあると考えられる事業所およびサプライヤー i. 児童労働 ii. 年少労働者による危険有害労働への従事 b. 児童労働に関して著しいリスクがあると考えられる事業所およびサプライヤー（次の観点による） i. 事業所（製造工場など）およびサプライヤーの種類 ii. リスクが生じると考えられる事業所およびサプライヤーが存在する国または地域 c. 児童労働の効果的な根絶のために報告期間中に組織が実施した対策	a～c: 4-6 研修・教育、 5-1 サプライヤー評価 6-1 法令遵守・企業の社会的責任の方針	p.26 p.31 p.34
GRI 409：強制労働 2016				
409-1	強制労働事例に関して著しいリスクがある事業所およびサプライヤー	a. 強制労働に関して著しいリスクがあると考えられる事業所およびサプライヤー。次の事項に関して報告する i. 事業所（製造工場など）およびサプライヤーの種類 ii. リスクが生じると考えられる事業所およびサプライヤーが存在する国または地域 b. あらゆる形態の強制労働を撲滅するために報告期間中に組織が実施した対策	a～b: 4-6 研修・教育、 5-1 サプライヤー評価 6-1 法令遵守・企業の社会的責任の方針	p.26 p.31 p.34
GRI 410：保安慣行 2016				
410-1	人権方針や手順について研修を受けた保安要員	a. 組織の人権方針や特定の手順およびその保安業務への適用について正式な研修を受けた保安要員の割合 b. 保安要員の提供を受けている第三者組織に対して同様の研修要件を適用しているか否か	a～b: 4-6 研修・教育、 5-1 サプライヤー評価 6-1 法令遵守・企業の社会的責任の方針	p.26 p.31 p.34
GRI 411：先住民の権利 2016				
411-1	先住民の権利を侵害した事例	a. 報告期間中に、先住民の権利を侵害したと特定された事例の総件数 b. 事例の状況と実施した措置（次の事項を含める） i. 組織により確認された事例 ii. 実施中の是正計画 iii. 実施済みの是正計画と、定期的な内部マネジメント・レビュー・プロセスにより確認された結果 iv. 措置が不要となった事例	a～b: —	—
GRI 413：地域コミュニティ 2016				
413-1	地域コミュニティとのエンゲージメント、インパクト評価、開発プログラムを実施した事業所	a. 地域コミュニティとのエンゲージメント、インパクト評価、開発プログラムを実施（次のものなどを活用して）した事業所の割合 i. 一般参加型アプローチに基づく社会的インパクト評価（ジェンダーインパクト評価を含む） ii. 環境インパクト評価および継続的モニタリング iii. 環境および社会的インパクト評価の結果の公開 iv. 地域コミュニティのニーズに基づく地域コミュニティ開発プログラム v. ステークホルダー・マッピングに基づくステークホルダー・エンゲージメント計画	a: 3-7 水セキュリティ、 4-7 地域コミュニティ	p.19 p.28

400：社会		要求事項	サステナビリティレポート 2024 での該当箇所	
		vi. 広範なコミュニティ協議委員会や社会的弱者層を包摂する各種プロセス vii. インパクトに対処するための労使協議会、労働安全衛生委員会、その他従業員代表機関 viii. 正式な地域コミュニティ苦情処理プロセス		
413-2	地域コミュニティに著しいマイナスのインパクト（顕在化しているもの、潜在的なもの）を及ぼす事業所（顕在化しているもの、潜在的なもの）を及ぼす事業所	a. 地域コミュニティに対して著しいマイナスのインパクト（顕在化しているもの、潜在的なもの）を及ぼす事業所。次の事項を含む i. 事業所の所在地 ii. 事業所が及ぼす著しいマイナスのインパクト（顕在化しているもの、潜在的なもの）	a: —	—
GRI 414：サプライヤーの社会面のアセスメント 2016				
414-1	社会的基準により選定した新規サプライヤー	a. 社会的基準により選定した新規サプライヤーの割合	a: 5-1 サプライヤー評価	p.31
414-2	サプライチェーンにおけるマイナスの社会的インパクトと実施した措置	a. 社会的インパクト評価の対象としたサプライヤーの数 b. 著しいマイナスの社会的インパクト（顕在化しているもの、潜在的なもの）がある と特定されたサプライヤーの数 c. サプライチェーンで特定した著しいマイナスの社会的インパクト（顕在化しているもの、潜在的なもの） d. 著しいマイナスの社会的インパクト（顕在化しているもの、潜在的なもの）がある と特定されたサプライヤーのうち、評価の結果、改善の実施に同意したサプライヤー の割合 e. 著しいマイナスの社会的インパクト（顕在化しているもの、潜在的なもの）がある と特定されたサプライヤーのうち、評価の結果、関係を解消したサプライヤーの割合 およびその理由	a: 5-1 サプライヤー評価 b～e: —	p.31 —
GRI 415：公共政策 2016				
415-1	政治献金	a. 組織が直接、間接に行った政治献金および現物支給の総額（国別、受領者・受益者別） b. 現物支給を金銭的価値に推計した方法（該当する場合）	a～b: —	—
GRI 416：顧客の安全衛生 2016				
416-1	製品・サービスの カテゴリに対する 安全衛生インパ クトの評価	a. 重要な製品・サービスのカテゴリのうち、安全衛生インパクトの評価を改善のた めに行っているものの割合	a: —	—
416-2	製品・サービスの 安全衛生インパ クトに関する違反事 例	a. 報告期間中に、製品やサービスについて発生した安全衛生インパクトに関する規制 および自主的規範の違反事例の総件数。次の分類による i. 罰金または処罰の対象となった規制違反の事例 ii. 警告の対象となった規制違反の事例 iii. 自主的規範の違反事例 b. 規制および自主的規範への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる	a～b: —	—
GRI 417：マーケティングとラベリング 2016				
417-1	製品・サービスの 情報とラベリング に関する要求事項	a. 製品・サービスの情報とラベリングに関して、組織が定める手順において、次の各 事項の情報が求められているか否か i. 製品またはサービスの構成要素の調達 ii. 内容物（特に環境的、社会的インパクトを生じさせる可能性のあるもの） iii. 製品またはサービスの利用上の安全性 iv. 製品の廃棄と、環境的、あるいは社会的インパクト v. その他（詳しく説明のこと） b. 重要な製品・サービスのカテゴリのうち、組織が定める手順の対象であり、手順 の遵守評価を行っているものの割合	a～b: —	—
417-2	製品・サービスの 情報とラベリング に関する違反事例	a. 製品・サービスの情報とラベリングに関する規制および自主的規範の違反事例の総 件数。次の分類による i. 罰金または処罰の対象となった規制違反の事例 ii. 警告の対象となった規制違反の事例 iii. 自主的規範の違反事例 b. 規制および自主的規範への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる	a～b: —	—
417-3	マーケティング・ コミュニケーション に関する違反事 例	a. マーケティング・コミュニケーション（広告、宣伝、スポンサー業務など）に関す る規制および自主的規範の違反事例の総件数。次の分類による i. 罰金または処罰の対象となった規制違反の事例 ii. 警告の対象となった規制違反の事例 iii. 自主的規範の違反事例 b. 規制および自主的規範への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる	a～b: —	—
GRI 418：顧客のプライバシー 2016				
418-1	顧客プライバシー の侵害および顧客 データの紛失に関 して具体化した不 服申立	a. 顧客プライバシーの侵害に関して具体化した不服申立の総件数。次の分類による i. 外部の当事者から申立を受け、組織が認めたもの ii. 規制当局による申立 b. 顧客データの漏えい、窃盗、紛失の総件数 c. 具体化した不服申立が無い場合は、その旨を簡潔に述べる	a～c: —	—